

平成24年度予算 うち東日本大震災関係経費

総合計 3兆2,500億円

被災者・被災事業者支援
関係経費

5,971億円

- 民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の提供
- 中小企業、農林水産業などへの融資関係経費
- 災害復興住宅融資 など

原子力災害復興関係経費

4,811億円

- 除染、汚染廃棄物処理
- 避難解除区域の生活環境整備 など

防災対策、公共施設の復旧、
災害廃棄物処理関係経費

1兆3,360億円

- 学校施設の耐震化 ● 公共土木施設などの復旧
- 災害廃棄物処理 など

東日本大震災復興交付金
地方交付税交付金

8,358億円

※地方公共団体の復興に向けた取組みを支援

政府からの復興支援策をご紹介します

生活・事業再建 必 ハンドブック

平成24年4月改訂



✓平成24年度予算の支援策も追加!

✓テーマ別に整理! ✓各お問い合わせ先掲載!

vol.5 無料

ご自由にお持ち帰りください。

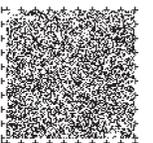
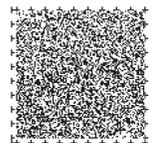
※この冊子は音声コードが各ページに印刷されています。

表紙の写真は、首相官邸ホームページの「私の復興便り」コーナーに、被災地から寄せられた写真です。

伝え続けたい、「被災地の今」。

私の復興便り

検索



すべては被災地の皆さまの、 一日も早い、 生活・事業の再建のために。

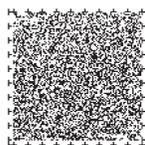
平成24年春、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興をさらに推し進めるべく、復興のための3兆2,500億円を含む予算が国会で成立しました。

このハンドブックは、昨年から発行している「生活再建ハンドブック」と「事業再建ハンドブック」を1冊にまとめた、平成24年春の改訂版です。

皆さまのお手元に置いて、ぜひお役立てください。

それぞれの形で、それぞれの次の一歩へ。

政府としても、皆さまと共に復興へ向けて歩み続けられるよう、引き続き全力で取組んで参ります。



平成24年度予算で
新たに実施される政策

もくじ

生活のこと

- 住まい … 6
- おかね … 13
- 医療・福祉 … 16
- 教育・子育て … 23
- 暮らしの悩み・女性の悩み … 27

仕事のこと

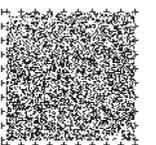
- 仕事をお探しの皆さま … 32
- すべての事業主の皆さま … 37
- 中小企業、各業種の皆さま
 - 中小企業の皆さま … 41
 - 水産業の皆さま … 57
 - 農業の皆さま … 65
 - 森林・林業の皆さま … 77
 - 石油関連事業者の皆さま … 82
 - 生活衛生関係営業の皆さま … 83

災害廃棄物処理のこと … 84

原子力発電所事故のこと … 86

県・市町村役場連絡先一覧 … 92

お問い合わせ先一覧 … 97



復興庁から、皆さまへ

東日本大震災・原子力災害からの復興に関する、あらゆるお悩み、ご相談などは、下記の各復興局・支所・事務所までご連絡ください。

■ 復興庁

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル
TEL 03-5545-7230(代表) (月~金 9:30~18:15 祝日除く)
FAX 03-5545-0526

■ 岩手復興局

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 6階
TEL 019-654-6609(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 019-654-6612

宮古支所

〒027-0072 岩手県宮古市五月町1-20 岩手県宮古地区合同庁舎 1階
TEL 0193-64-4802(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 0193-64-4803

釜石支所

〒026-0043 岩手県釜石市新町6-50 岩手県釜石地区合同庁舎 4階
TEL 0193-23-2803(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 0193-23-2804

■ 宮城復興局

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル 13階
TEL 022-266-2164(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 022-266-5731

気仙沼支所

〒988-0073 宮城県気仙沼市笹が陣3-5 気仙沼市シルバー人材センター 2階
TEL 0226-23-5301(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 0226-23-5310

石巻支所

〒986-0864 宮城県石巻市新境町1-1-7 セシカ117 2階
TEL 0225-23-0860(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 0225-23-0890

■ 福島復興局

〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル 7階
TEL 024-522-8514(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 024-522-8583

南相馬支所

〒975-0011 福島県南相馬市原町区小川町322-1 サンライフ南相馬内
TEL 0244-23-1101(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 0244-23-1106

いわき支所

〒970-8026 福島県いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎 5階
TEL 0246-25-1261(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 0246-25-1263

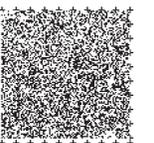
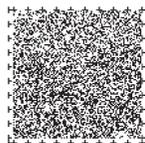
● 青森事務所

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7 青森県八戸合同庁舎 2階
TEL 0178-27-5251(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 0178-27-5285

● 茨城事務所

〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎 4階
TEL 029-232-8088(代表) (月~金 8:30~17:15 祝日除く)
FAX 029-232-8090

個別の具体的な支援策などに関して直接おたずねになりたい方は、
次ページ以降もご参照ください。



生活のこと

住まい

公営住宅・国家公務員宿舎などに
無料でご入居いただけます。

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、一定期間無料で入居可能となる場合があります。(P7参照)。現在約6万戸をご用意しております(平成24年3月5日時点の入居済または入居者決定戸数は約19,000戸)。

※食費、光熱水費は自己負担となります。

お問い合わせ先

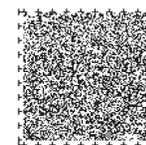
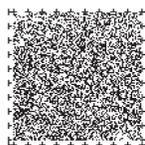
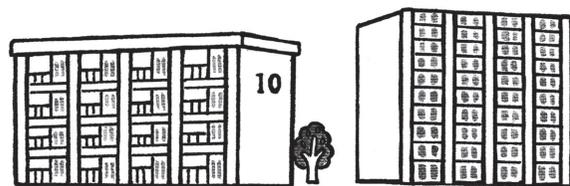
被災者向け公営住宅等情報センター

被災者向け公営住宅等の問い合わせ先となる地方公共団体、UR、各事業者の窓口については、以下のサイトで情報が入手できます。

公営住宅等情報センター



<http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/saigai/>



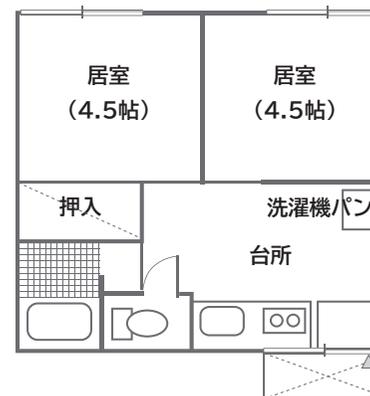
応急仮設住宅の入居期間は、 延長が可能です。

建築工事の完了から最長で2年3カ月とされている仮設住宅への入居期間は、県などの判断で、1年ごとに延長が可能です。

■ 定住地を得るまでの支援の比較

	① 旅館・ホテル	② 公営住宅・ 国家公務員宿舎など	③ 応急仮設住宅	県が借り上げた 民間賃貸住宅
家賃	無料	無料	無料	無料
食費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
光熱費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
期間	数週間程度	半年～2年間	2年3カ月 ※1年ごとに延長が可能	2年以内

■ 応急仮設住宅の 標準的な間取りイメージ



■ 仮設住宅に関する情報サイト

仮設住宅の着工・完成状況や完成の見通し、岩手県、宮城県、福島県の入居募集状況、設置予定場所や時期について、各県ホームページにリンクして、情報が入手できます。

http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_top.html

住宅の新規融資や返済に関する 支援策があります。

24年度予算
539億円

1 災害復興住宅融資など

- ① 被災されたご自宅の補修・再建のための資金について、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引き下げています(建設・購入の場合は当初5年間0%、補修の場合は当初5年間1%など)。住宅に被害がなく、宅地のみに被害が生じた方向けの融資制度も新たに設けています(平成27年度末まで)。
- ② 原子力発電所の事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方が、住宅を建設または購入される場合は、避難指示区域内にお住まいになっていたことを確認できれば住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資をご利用いただけます。
- ③ 住宅金融支援機構の住宅ローン(旧住宅金融公庫融資、フラット35〈買取型〉を含む)を既に借りている被災者の方に対して、返済期間の延長、払込猶予期間中の金利引下げなどの返済方法変更メニューをご用意しています。

お問い合わせ先

①② 住宅金融支援機構 (災害専用ダイヤル)

フリーダイヤル 0120-086-353

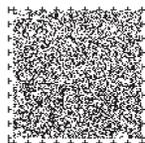
(月～日 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-5800-8258

③ お取引金融機関



住宅金融支援機構
携帯サイト



2 省エネ対応住宅のフラット35Sの金利引下げ

東日本大震災の被災地で、省エネルギー性に優れた住宅を取得する場合、フラット35Sの当初5年間の金利を1.0%引き下げます。

お問い合わせ先

住宅金融支援機構 (災害専用ダイヤル)

フリーダイヤル 0120-086-353

(月～日 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-5800-8258



住宅金融支援機構
携帯サイト

3 被災住宅に関する無料相談

被災した住宅の補修・再建について、無料のご相談を受け付けております。「住まいるダイヤル」までお電話ください。

お問い合わせ先

国土交通大臣指定住宅相談窓口

「住まいるダイヤル」(ナビダイヤル)

TEL 0570-016-100

(月～金 10:00～17:00 祝日除く)



住宅の新築やリフォームを、 住宅エコポイントで応援します。

エコ住宅の新築またはエコリフォームを行う場合に、被災地の特産品をはじめ、被災地支援商品や環境配慮商品などに交換可能な住宅エコポイントが発行されます。また、被災地での新築はポイントを優遇します。

※ 新築は、被災地30万ポイント、被災地以外15万ポイント。エコリフォームは、最大30万ポイント。併せて耐震改修を行うと、更にポイントが15万ポイント加算されます。

お問い合わせ先

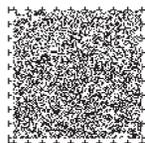
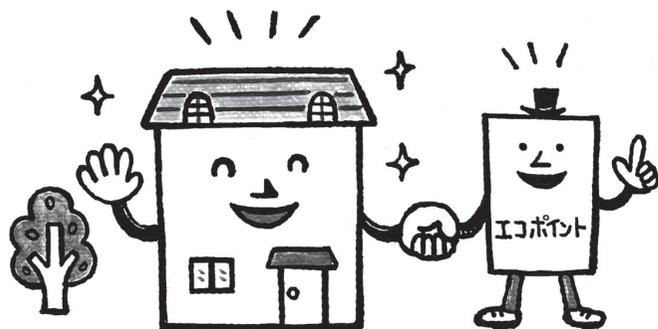
住宅エコポイント事務局

TEL **0570-200-121**

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始含む)

〈IP電話などからのご利用〉

- ポイント申請前の方はこちら
TEL **03-4334-9256**
- ポイント申請後の方はこちら
TEL **03-4334-9257**



既存の住宅ローンなどに関して、 各金融機関にご相談ください。

金融庁は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更などのお申し込みに対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ホームページおよび携帯サイトに掲載しております。

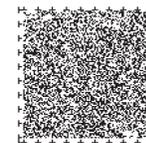
お問い合わせ先

金融機関の電話相談窓口 もしくは、
金融庁ホームページ東日本大震災関連情報

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>



金融庁
携帯サイト



個人債務の整理に関する ガイドラインがあります。

24年度予算
7億円

平成23年8月22日(月)から、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用が開始されています。このガイドラインを利用することにより、一定の要件の下、債務の免除が受けられます。

- ① 破産手続き(法的整理)とは異なり、個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
- ② 国の補助により、弁護士費用はかかりません。
- ③ 手元に残せる現金・預金の上限が、500万円を目安に拡張されます。

お問い合わせ先

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 個人版私的整理ガイドラインコールセンター

フリーダイヤル 0120-380-883

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

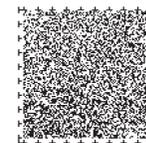
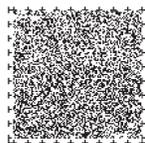
東京支部 TEL 03-3212-0531 青森支部 TEL 017-721-1015

岩手支部 TEL 019-606-3622 宮城支部 TEL 022-212-3025

福島支部 TEL 024-526-0281 茨城支部 TEL 029-222-3521

FAX 03-3212-0539 (東京本部のみ)

<http://www.kgl.or.jp/>



おかね

住宅に著しい被害を受けた世帯に、 支援金を支給しています。

住宅の全壊など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

■ 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金 全壊など…100万円 大規模半壊…50万円

加算支援金 建設・購入…200万円 補修…100万円 賃借…50万円

■ 申請期間 基礎支援金…災害発生日から13月以内
加算支援金…災害発生日から37月以内

※都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができることとなっています。

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照

- ※ 基礎支援金のみを先に申請することも可能です。
- ※ 再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。
- ※ 郵送で申請することも可能です。
- ※ アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。
- ※ 地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

ご遺族や障害を受けた方々に、 弔慰金・障害見舞金を支給しています。

災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給しています。

- 生計維持者が死亡された場合は**500万円**
- その他の方が死亡された場合は**250万円**

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照

災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給しています。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**
- その他の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**

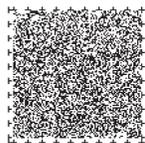
お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照

障害見舞金



弔慰金



お金(災害援護資金)を、 無利子でお貸ししています。

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負ったりした場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて150万円～350万円を無利子※1でお借りいただけます。償還期間は13年※2です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5%(償還が不要な期間については無利子)。

※2 当初6年(特別な場合は8年)は償還は不要です。

※3 お申し込みは、平成30年3月31日まで。

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場…P92～96参照

お金(生活復興支援資金)を、 無利子でお貸ししています。

被災された低所得世帯の方は、一定期間の生活費や転居費など、生活の再建を支援するための「生活復興支援資金」を無利子(保証人がいない場合は年利1.5%)でお借りいただけます。

- 一時生活支援費(当面の生活費)―最高**20万円**(貸付期間:6カ月)
- 生活再建費(住居の移転費、家具などの購入費用)―最高**80万円**
- 住宅補修費(住宅の補修などに必要な費用)―最高**250万円**

お問い合わせ先

各都道府県・市町村の社会福祉協議会



医療・福祉

医療機関などの窓口負担が 免除されます。

24年度予算
98億円の内数

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関などの窓口負担が免除になります。※1

免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など※2にお住まいの方※3
⇒平成25年2月28日まで医療機関などを受診する際の窓口負担が免除されます。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など※2以外)にお住まい※3で、国民健康保険、後期高齢者医療制度および全国健康保険協会にご加入の方※4
⇒平成24年9月30日まで医療機関などを受診する際の窓口負担が免除されます。

〈免除される方〉

- 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方



〈免除証明書について〉

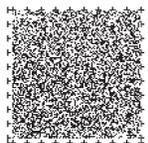
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度および全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。※5
- また、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」または「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要となります。

町村名…広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- ※1 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年3月以降の延長は行われていません。
 - ・入院時の食費、居住費
 - ・被保険者証を医療機関などの窓口で提示できなかった場合
 - ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 など
- ※2 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。
 - ①警戒区域
 - ②計画的避難区域
 - ③旧緊急時避難準備区域
 - ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)
- ※3 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。
- ※4 その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせください。
- ※5 その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

お問い合わせ先

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合などの各医療保険者の窓口



医療保険の 保険料が減額・免除されます。

24年度予算
98億円の内数

減額または免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など^{※1}にお住まいの国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者^{※2}
⇒平成24年4月分から1年間減免措置を継続します。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など^{※1}以外)にお住まいの国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者^{※2}
⇒平成24年4月分から9月分まで減免措置を継続します。

※1 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

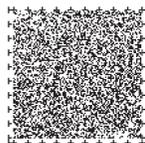
①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※2 被用者保険については、平成24年2月までの間、保険料の免除を行いました。3月以降は免除されません。

お問い合わせ先

市町村などの各医療保険者の窓口 健康保険組合などの各医療保険者 地方厚生局保険主管課の窓口

※全国健康保険協会にご加入の事業所は、事業所の所在地を管轄する年金事務所



介護サービスの利用料が 免除されます。

24年度予算
44億円の内数

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、介護サービスの利用料が免除になります。^{※1}

免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など^{※2}にお住まいの方^{※3}
⇒平成25年2月28日まで介護サービスを利用した際の利用料が免除されます。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など^{※2}以外)にお住まいの方^{※3※4}
⇒平成24年9月30日まで介護サービスを利用した際の利用料が免除されます。

〈免除される方〉

- 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- 以下のいずれかに該当する方
 - ①住宅や家財などに著しい損害を受けた方
 - ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

〈免除証明書について〉

- 免除証明書の取扱いは、各市町村によって異なりますので、詳細については、お住まいの市町村へお問い合わせください。
- ただし、以下の町村の方は、引き続き、免除証明書の提示は不要となります。

町村名…広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※1 施設入所時の食費・居住費などの減免については、平成24年3月以降の延長は行われていません。

※2 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※3 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※4 お住まいの市町村によっては、減額となる場合または免除が継続されない場合があります。

お問い合わせ先

各市町村役場…P92～96参照



介護保険の保険料が 減額・免除されます。

24年度予算
44億円の内数

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、介護保険の保険料が減額または免除になります。

減額または免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など^{※1}にお住まいの被保険者^{※2}
⇒平成25年3月分まで減免措置を継続します。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など^{※1}以外)にお住まいの被保険者^{※2※3}
⇒平成24年9月分まで減免措置を継続します。

※1 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

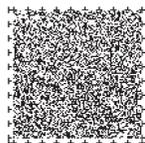
①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※2 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※3 お住まいの市町村によっては、減免措置が継続されない場合があります。

お問い合わせ先

各市町村役場…P92～96参照



障害福祉サービスの 利用者負担などが免除されます。

24年度予算
0.2億円

被災された障害者などの方で生活にお困りの方で、以下の方については、引き続き、障害福祉サービスなどの利用に際して、利用者負担が免除されます。

免除を受けることができる期限と対象者

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域など^{※1}にお住まいの方^{※2}
⇒平成25年3月分まで免除措置を継続します。
- ② 東日本大震災による被災区域(警戒区域など^{※1}以外)にお住まいの方^{※2}
⇒平成24年9月分まで免除措置を継続します。

〈免除される方〉

●災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

●以下のいずれかに該当する方

- ①住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

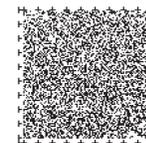
※1 「警戒区域など」とは、以下の4つの区域などをいいます。

①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧緊急時避難準備区域 ④特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※2 お住まいの市町村によっては、減免措置が継続されない場合があります。

お問い合わせ先

各市町村役場…P92～96参照



こちらも取組んでいます

仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します。

1 高齢者・障害者・児童などへの相談・生活支援

- 仮設住宅などにお住まいの方を対象に、総合相談、高齢者へのデイサービス、生活支援などを提供するサービス拠点を設置しています。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童を対象に、専門家による相談・生活支援などを行っています。

お問い合わせ先

都道府県民生主管部局の各事業担当窓口

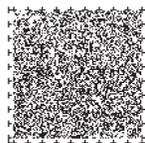
…岩手県・宮城県・福島県の代表 P92～96参照

2 心と体の健康支援

- 保健師、管理栄養士などが仮設住宅などを訪問し、心身の健康状態のチェック、栄養・食生活の指導を行っています。
- 看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などが仮設住宅や自宅を訪問し、避難生活からくるストレス・精神面に関する悩みや相談を引き受けています。

お問い合わせ先

県または市町村



教育・子育て

大学生などの学費を援助しています。

1 無利子の奨学金を貸与しています

24年度予算
38億円

保護者の失職などによって家計が急変した学生に、無利子の奨学金を貸与しています。

お問い合わせ先

在学されている各学校の奨学金担当部署

2 授業料などが減額・免除されます

24年度予算
76億円

被災した学生を対象に、各学校において授業料などの減額・免除が行われています。

※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。

お問い合わせ先

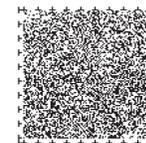
在学されている国立大学、国立高等専門学校、各私立大学などの授業料担当部署

3 介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に、学費などを無利子でお貸ししています

震災により就学支援が必要となった介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生を対象に、月額5万円および入学時と卒業時に準備金20万円を無利子でお貸ししています。資格取得後、5年間介護などの業務に従事すれば、返還が免除されます。

お問い合わせ先

各都道府県の社会福祉協議会



お子様の就学費用を援助しています。

幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児を対象に、市町村が保育料、入園料を軽減する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各市町村または各幼稚園

小・中学校

震災により就学困難となった児童生徒を対象に、市町村が学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各市町村または各学校

高等学校

震災により就学困難となった生徒を対象に、都道府県が行う奨学金事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

私立学校

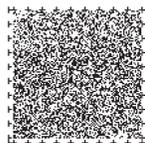
震災により就学困難となった幼児児童生徒を対象に、授業料などの減免措置を行う私立学校を補助する都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

特別支援(幼・小・中・高)

震災により就学困難となった幼児児童生徒を対象に、都道府県などが就学奨励する事業を国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各特別支援学校



専修学校・各種学校

震災により就学困難となった生徒を対象に、授業料など減免措置を行う専修学校・各種学校を補助する都道府県に対し、国が補助しています。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

学校施設などの復旧を支援しています。

1 被災した公立学校の復旧を進めています

24年度予算
14.7億円の内数

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧に加え、移転などを伴う復旧(土地取得を含む)や大規模な復旧などの事業を支援しています。

※国が復旧経費の2/3を補助しています。

2 被災した幼稚園が、認定こども園として再開するのを支援しています

被災した幼稚園などを設置する地方公共団体、学校法人などが、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開するための施設整備を行う場合には、重点的な財政支援を行っています。

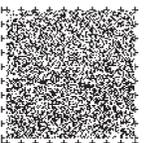
3 被災した保育所などが、複合化・多機能化施設として再開するのを支援します

保育所などの復興に際し、認定こども園や地域子育て支援拠点など、子育て関連施設の複合化、多機能化を行う場合には、重点的な財政支援を行っています。

お問い合わせ先

都道府県民生主管部局の各施設担当窓口

…岩手県・宮城県・福島県の代表 P92～96参照



こちらも取組んでいます

学校施設の耐震化などを推進しています。

1 公立学校

24年度予算
1,296億円

公立学校施設の耐震化や防災機能の強化などを推進し、必要な工事費の一部を補助します。

2 私立学校

24年度予算
125億円

私立学校施設の耐震化や防災機能の強化などを推進するため、必要な工事費の一部を補助します。

新規

被災した子どもたちの 学習支援などを行っています。

24年度予算
22億円

公立学校の被災した児童生徒に対して、きめ細やかな学習支援などを行うため、都道府県からの申請に基づき、教職員を特別に配置しています。

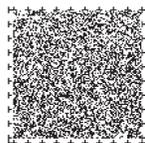
※教職員の人件費の2/3を都道府県が、1/3を国が負担しています。

スクールカウンセラーなどを派遣しています。

24年度予算
47億円

被災した幼児児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言・援助に対応するため、費用を国が全額負担し、スクールカウンセラーなどを被災地および被災した幼児児童生徒を受け入れている学校などに派遣しています。

併せて、国がその費用を全額負担して、被災地の高校生への進路指導・就職支援を行う進路指導員や、特別支援学校において被災した児童生徒の学習指導を行う外部専門家などを派遣しています。



暮らしの悩み・女性の悩み

法テラスの出張所で、暮らしのあらゆる お悩みに、専門家たちが無料でご相談に応じます。

24年度予算
164億円の内数

新規

法テラスの出張所にて、土地・建物、金銭、家族などの様々な問題に関して、弁護士、行政書士、建築士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士などの各種専門家が無料でご相談を受け付けています。

※交通手段が無いなどの理由で、法テラスの出張所までお越しになることが難しい方のために、車内で相談できる設備を備えた自動車による出張相談を行っています。また、周辺の仮設住宅などへ出向いて、巡回相談会を実施しています。

次の地域に出張所が設置されています。相談は予約優先制です

お問い合わせ先

法テラス南三陸

TEL 0503383-0210

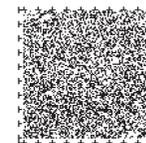
FAX 0226-47-1071

所在地:宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56(バイサイドアリーナ横)

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談(月～金 10:00～16:00)
- その他専門家による相談(火・金 10:00～16:00)
- 火:行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、土地家屋調査士
- 金:司法書士、税理士、建築士
- 女性の悩みごと相談(木 10:00～16:00)

※研修を受けた心理面接経験のある女性相談員が相談を担当



お問い合わせ先

法テラス山元

TEL 0503383-0213

FAX 0223-33-8037

所在地:宮城県亘理郡山元町浅生原字日向13番1(中央公民館東側)

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談(月~金 10:00~16:00)
- その他専門家による相談(火・金 10:00~16:00)
- 火:建築士、司法書士、税理士
- 金:行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、土地家屋調査士

お問い合わせ先

法テラス東松島

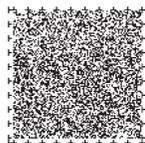
TEL 0503383-0009

FAX 0225-84-3024

所在地:宮城県東松島市矢本字大溜1-1(市コミュニティセンター西側)

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談(月~金 10:00~16:00)
- その他専門家による相談(月・木 10:00~16:00)
- 月:建築士、司法書士、税理士
- 木:行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、土地家屋調査士



お問い合わせ先

法テラス大槌

TEL 0503383-1350

FAX 0193-41-1536

所在地:岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3(大槌町役場仮庁舎裏)

〈ご利用案内〉

- 弁護士による法律相談(月・水・金 10:00~16:00)
- 司法書士による法律相談(火 10:00~16:00)
- その他専門家による相談(木 10:00~16:00)
- 木:税理士・行政書士・社会福祉士・社会保険労務士

※税理士は隔週。 ※冬期(12月~3月)の相談時間 10:30~15:30

お問い合わせ先

震災 法テラスダイヤル

おなやみレスキュー

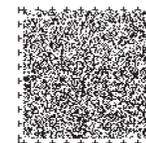
フリーダイヤル 0120-078309

(平日 9:00~21:00 土 9:00~17:00)

※「震災 法テラスダイヤル」は全国どこからでも無料でご利用になれます(携帯電話からも可)。

※「震災 法テラスダイヤル」では、震災に起因する法的問題の解決に役立つ法制度や適切な窓口に関する情報の提供を行っています。

法テラスホームページ:

<http://www.houterasu.or.jp/>

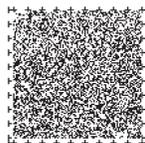
女性のための相談窓口を 設けています。

3次補正予算
2億円

仮設住宅での生活などで女性が抱える様々な不安・悩み・ストレスなどのご相談に、きめ細かく対応するため、岩手県、宮城県、福島県に、臨時の相談窓口を開設します。

※ 国は、全国のNPOや男女センターの相談員に対する研修を行い、研修を受けた相談員を被災地に派遣します。
※ 電話相談、窓口相談に加えて、相談者の希望に応じて仮設住宅などを訪問しての相談を行います。

〈東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業〉



ご相談窓口

● 女性の心のケア ホットライン・いわて

フリーダイヤル **0120-240-261**

(月～日 10:00～17:00 年末年始を除く)

実施期間:～平成24年12月21日まで

● 心の相談 ホットライン・みやぎ (※男性からの相談も受付)

フリーダイヤル **0120-933-887**

(月～金 8:30～16:45 祝日除く)

実施期間:～平成24年12月21日まで

● 女性のための電話相談・ふくしま

フリーダイヤル **0120-207-440**

(月～金 10:00～17:00 祝日除く)

実施期間:～平成24年12月21日まで

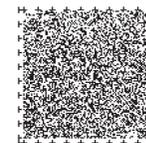
お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局

TEL **03-3581-3349**

(月～金 10:00～16:00 祝日除く)

FAX **03-3592-0408**



仕事のこと



日本はひとつ
しごとプロジェクト

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

被災された皆さまの仕事と暮らしを日本中がひとつに
なって支えるため、政府をあげた統合政策を推進しています。

仕事をお探しの皆さま

雇用創造のための事業を支援しています。

- 被災された皆さまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みを行っています。
- 被災された皆さまを都道府県または市町村が臨時職員などとして直接雇用しています。また、企業、NPOなどに委託して以下のような事業を実施しています。

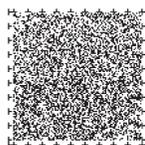
〈お仕事の一例〉

- 仮設住宅での地域コミュニティの再生を促す取り組み
- 証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供
- 子どもの一時預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

- この事業により、岩手県、宮城県、福島県を中心に全国で約40,000名の方が仕事に就かれています。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照



働き方のモデルとなるような 事業を実施し、求人を募集しています。

被災地において、高齢者から若者への技能継承、女性・障害者の積極的な活用、地域に根差した働き方ができるなど、働き方のモデルとなるような事業を実施しています。この事業による求人をハローワークなどで募集しています。

〈生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業〉

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照

雇用保険の 失業給付を拡充しています。

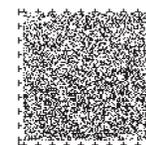
24年度予算
1兆7790億円
の内数

- 被災して離職した方だけではなく、休業を余儀なくされた方にも雇用保険の基本手当を支給しています。
- 被災して離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数(90日～330日※)の終了後、原則60日分の延長に加え、さらに60日分延長できるようにしています。さらに、被災3県の沿岸地域および警戒区域・計画的避難区域に居住する方の給付日数を90日分延長しています。

※雇用保険の加入期間などによって異なります。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照



職業能力の開発を支援しています。

24年度予算
311億円

被災された方々の就職を支援するため、

- ①「公共職業訓練」や「求職者支援訓練」を実施しています。
- ② 公共の職業能力開発施設で行われる、学卒者訓練や在職者訓練の受講料などを軽減します。

お問い合わせ先

- ① お近くのハローワーク…P100・101参照
- ② 職業訓練を受講する
公共職業能力開発施設…P99参照

地元以外での仕事探しや 職業訓練も、支援しています。

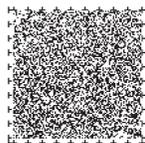
24年度予算
10億円

お住まいの地域以外の都道府県などで求職活動を行い、職業訓練を受けることができるように、交通費や宿泊料など、訓練を受講した場合の費用を援助しています。

〈職業転換給付金の充実〉

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照



キャリアコンサルティングや就職セミナー などの就職支援を無料で受けられます。

24年度予算
6億円

求職活動が長期化している方などを対象に、キャリアコンサルティングや就職セミナーなどの就職支援を、民間職業紹介事業者への委託により実施しています。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照

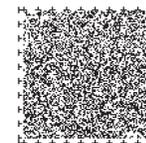
労働条件に関するお悩みを ご相談ください。

24年度予算
1.5億円

労働条件に関する労使からの相談に対応するため、被災地域および東北電力管内の労働基準監督署などの相談体制を充実させています。

お問い合わせ先

お近くの労働局
または労働基準監督署…P97参照



こちらも取組んでいます

ハローワークの窓口を充実させています。

24年度予算
37億円

失業された方々への求職活動支援や、雇用保険の円滑な支給、新規学校卒業者などへの就職支援、専門家による心の健康相談、住居・生活に関する情報提供・相談などが十分行えるよう、ハローワークの職員の増員など、窓口強化を図っています。

※ハローワークの全国ネットワークを活用して、被災者向けの求人や、復旧・復興事業関係の求人を積極的に開拓しています。また、被災した方々を積極的に採用する企業による就職面接会を開催しています。

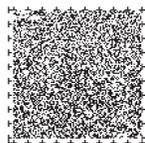
※仮設住宅などでの出張相談なども行っています。

※被災された方のうち、職業訓練を希望される方に対して、能力や適性に応じた職業訓練へ誘導し、訓練終了後に担当者制も含めた就職支援を行っています。

※障害者については、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターでも支援体制を充実し、相談・支援を実施しています。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照



すべての事業主の皆さま

雇用を維持する事業主に、 助成金を支給します。

24年度予算
2,033億円の内数

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方々が、従業員の方々を解雇せず、休業などの措置によって雇用を維持した場合、その費用の一部を助成しています。

※被災地域の事業主がこの助成金を利用する場合、震災後、徐々に生産量が回復していても、震災前に比べると依然として10%以上低い水準の場合には、助成金制度を利用できるようにする措置を実施しています（被災地域の事業主と一定規模以上の経済的関係を有する他の地域の事業主の方々も同様です）。
なお、平成24年3月11日から平成25年3月10日までに特例の利用を開始する場合に適用されます。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照

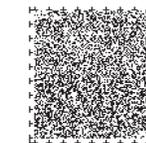
被災された方を雇用する事業主に、 助成金を支給します。

24年度予算
534億円

被災して離職された方や、被災地域にお住まいで仕事を探しておられる方々を雇い入れた事業主の方々に、50万円を助成しています（中小企業は90万円）。また、1年以上継続雇用した対象労働者が10人以上となった場合、50万円（中小企業は90万円）を追加で支給します。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照



被災者を雇い入れる経費を助成しています。

国や自治体による各種補助金、融資などの支援の対象となっている事業で被災者を雇用した場合に、雇い入れにかかる費用を助成しています。

〈事業復興型雇用創出事業〉

お問い合わせ先

各都道府県の雇用主管部局の担当窓口

既卒の若者を雇用する事業主に、 奨励金を支給します。

「被災した卒業後3年以内の既卒者」に限定した求人を提出し、採用した事業主に対して支給する、次の奨励金の特例措置は、平成24年度末(平成25年3月末)まで対象期間を延長しています。

- 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金(当初から正規雇用の場合)

正規雇用から6カ月定着した場合の支給額:120万円

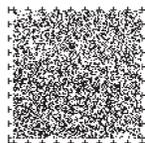
※利用回数:1事業所当たり最大10回(雇用保険適用事業所単位)

- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金(有期雇用から正規雇用に移行する場合)

正規雇用から3カ月定着した場合の支給額:60万円

お問い合わせ先

お近くのハローワークまたは
新卒応援ハローワーク…P100・101参照



障害者を雇用する事業主への 奨励金の支給回数を増やします。

被災地の障害者を、一定の実習(実習型雇用支援事業)を経て正規雇い入れした企業に対する「正規雇用奨励金」の支給回数を増やしています。〈通常2回→3回(計100万円→150万円)〉

お問い合わせ先

お近くのハローワーク…P100・101参照

職業訓練を支援します。

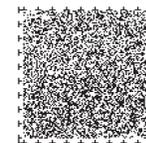
24年度予算
12億円

- ①被災された方(新規学卒者を含む)を新規雇用・再雇用し、職業訓練(OJTを含む)を行う場合、その費用を助成しています。
- ②従業員の能力開発に取り組む被災地の事業主に対し、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げなどを実施しています。また、新たな事業を展開するために従業員の能力開発に取り組む中小企業事業主の方々に対しても、助成率を引き上げます。
- ③県外の大学院などが行う高度な教育訓練を活用し、中核人材を育成する岩手県、宮城県、福島県の中小企業事業主に対し、その訓練経費や住居費を支援しています。
- ④被災地の中小建設事業主が行う、建設教育訓練や雇用管理改善の取組みに支給する助成金(建設雇用改善助成金)の助成率の拡充などを行っています。

お問い合わせ先

①④ お近くのハローワーク…P100・101参照

②③ お近くの労働局…P97参照



中高年の農漁業者を対象とした 職業講習を実施します。

24年度予算
2億円

- 被災地(岩手県・宮城県・福島県)の農業法人・漁業経営体などが雇用する中高年の農漁業者に対し、スキルアップのための職業講習を実施しています。
- 雇用する中高年齢農漁業者にこの講習を受講させる農業法人・漁業経営体などに、受講期間中の賃金相当分の支援を行っています。

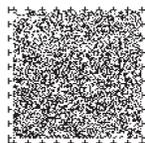
お問い合わせ先

厚生労働省職業安定局雇用開発課
農山村雇用対策室

TEL **03-5253-1111** (内5850)

(月～金 9:30 ~ 18:15 祝日除く)

FAX **03-3502-2278**



中小企業の皆さま

資金繰りや経営の悩みについて、
ご相談を受け付けています。

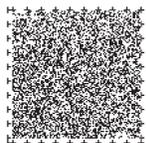
事業の継続・再開支援のため、様々な支援策を創設しています。資金繰りや経営の悩み、どこに相談したらよいかなど、お困りの中小企業の皆さま、お電話をください。

お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

TEL **0570-064-350**

(月～金 9:00 ~ 17:30 祝日除く)



専門家を派遣し、 無料で相談を受け付けています。

- ① 盛岡、仙台、福島に設立したの中小企業復興支援センターに専門家による無料相談窓口を設置し、中小企業の相談を受け付けています。

〈災害復興アドバイス等支援事業〉

- ② また、中小企業支援の豊富な実績を持つ相談員が、商工会や商工会議所などの中小企業支援機関を巡回し、被災中小企業の相談を幅広く受け付けています。

〈中小企業支援ネットワーク強化事業〉

お問い合わせ先

① 中小企業復興支援センター盛岡

TEL 090-5219-5527

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

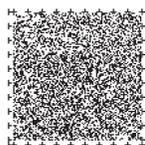
FAX 019-653-6980

① 中小企業復興支援センター仙台

TEL 022-399-9077 (代)

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 022-716-1752



① 中小企業震災復興・原子力 災害対策経営支援センター福島

TEL 024-529-5113

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 024-529-5113

① 中小企業基盤整備機構 関東本部経営支援部

TEL 03-5470-1637

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 03-5470-1045

① 中小企業基盤整備機構 震災緊急復興事業推進部

TEL 03-5470-1501

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX 03-5470-1541

② 各経済産業局中小企業課

TEL 0570-064-350

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

※最寄りの経済産業局へ繋がります。



二重ローン対策を行っています。

震災により甚大な被害を受けた中小事業者などの皆さまの事業再生を支援するため、以下のような取り組みを行います。

① 産業復興相談センターの設置

被災県(岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、千葉県)において、二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センターを設置。専門家が被災事業者の皆さまの相談を受け付けます。

② 利子負担の軽減

相談センターに相談を行った被災事業者で、相談センターの再生計画策定支援などを受けた方を対象に、事業再生の可能性を判断する間の利子負担を軽減します。

③ 産業復興機構の設立

債権の買取などを行う産業復興機構を設立し、金融機関からの新規融資を受けやすくすることにより、被災事業者の皆さまの事業再生を支援します。

④ (株)東日本大震災事業者再生支援機構による支援

債権の買取りや出資、専門家の助言などを通じて事業再生の支援を行う(株)東日本大震災事業者再生支援機構が業務を開始しています。小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含む全ての事業者の方を支援の対象としています(大企業、第三セクターは除く)。

〈二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センター・
債権買取等を行う産業復興機構の設立〉



お問い合わせ先

①②③について

岩手産業復興相談センター

TEL **019-681-0812**

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX **019-681-0827**

宮城産業復興相談センター

TEL **022-722-3858**

(月～金 8:30～17:15 祝日除く)

FAX **022-227-0187**

福島産業復興相談センター

TEL **024-573-2561**

(月～金 8:30～17:15 祝日除く)

FAX **024-573-2566**

青森産業復興相談センター

TEL **017-752-9225**

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX **017-752-9224**

茨城産業復興相談センター
TEL 029-302-5880

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 029-224-6055

千葉産業復興相談センター
TEL 043-215-8790

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 043-215-8791

④ について

(株)東日本大震災事業者再生支援機構

●仙台本店

TEL 022-393-8550

(月～金 9:00～18:00 祝日除く)

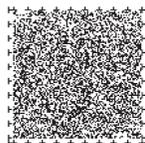
FAX 022-213-7242

●東京本部

TEL 03-6268-0180

(月～金 9:00～18:00 祝日除く)

FAX 03-3218-3718



中小企業の再チャレンジを、 低利・長期の融資で支援します。

被災によっていったん廃業した中小企業者で、新たに事業を開始する方を対象に、日本政策金融公庫(日本公庫)が、通常の融資とは別枠で、貸付期間の延長や金利引き下げなどを行った低利・長期の融資で支援します。

■日本公庫(中小企業事業)

	今回の「別枠」	通常の融資
貸付限度額	3億円	7.2億円
貸付利率	基準利率から 最大1.4% 引き下げ	1.65% (基準利率)
貸付期間	設備:20年以内 運転:15年以内	設備:15年以内 運転:7年以内

■日本公庫(国民生活事業)

	今回の「別枠」	通常の融資
貸付限度額	6,000万円	2,000万円
貸付利率	基準利率から 最大1.4% 引き下げ	2.15% (基準利率)
貸付期間	設備:20年以内 運転:15年以内	設備:15年以内 運転:7年以内

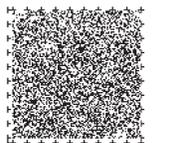
※貸付期間5年以内の基準利率(平成24年3月末現在)。利率は返済期間などにより変動。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫

フリーダイヤル 0120-154-505

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)



長期・低利の融資を行っています。

24年度予算
490億円

日本政策金融公庫(日本公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業の方、風評被害など震災の影響で売上げが減少している中小企業の方などを対象に、長期・低利の融資を行っています。

※本制度以外の既存の借入れにかかわらず、借入れることができます。

● 貸付限度額

日本公庫(中小事業)・商工中金:7.2億円
日本公庫(国民事業):4,800万円

※日本公庫(国民事業)の生活衛生貸付については、5,700万円

● 貸付利率

基準利率から最大で0.5%引き下げ

※基準利率:日本公庫(中小事業)・商工中金1.65%、日本公庫(国民事業)2.15%
(貸付期間5年以内の基準利率(平成24年3月末時点)。利率は返済期間などにより変動)

さらに、震災により直接被害を受けた中小企業の方、または直接被害を受けた方と取引関係にあった中小企業の方には、別枠で金利の引き下げを措置しています。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫

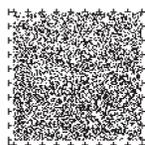
フリーダイヤル 0120-154-505

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

商工組合中央金庫

フリーダイヤル 0120-079-366

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)



金融機関からの借入を、 債務保証しています。

- 信用保証協会が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者の方を対象として、金融機関からの事業の再建や経営の安定に必要な資金の借入を債務保証(東日本大震災復興緊急保証)しています。
- 災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
- 保証料率は0.8%以下、保証割合は融資額の100%です。

お問い合わせ先

お近くの信用保証協会

青森県信用保証協会

TEL 017-723-1354

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 017-723-1439

岩手県信用保証協会

TEL 019-654-1505

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

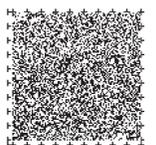
FAX 019-654-9242

宮城県信用保証協会

TEL 022-225-5230

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 022-216-0546



福島県信用保証協会

TEL 024-526-2331

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 024-536-5090

茨城県信用保証協会

TEL 029-224-7815

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

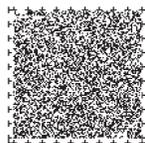
FAX 029-224-2581

千葉県信用保証協会

TEL 043-221-8111

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 043-221-8423



施設などの復旧・整備費のうち、
3 / 4を補助、1 / 4を融資しています。

24年度予算
500億円

① 地域経済の核となる中小企業などのグループが、県が認定する復興事業計画に基づいて、その計画に必要な生産・販売施設などの復旧・整備を行う場合、国と県が連携して補助を行っています。

※復旧・整備費用の1/2を国が、1/4を県が補助しています。

② ①の復旧・整備における1/4の自己負担分について、(独)中小基盤整備機構および県が県の支援機関を通じて、長期・無利子の貸付を行います。

〈被災中小企業施設・設備整備支援事業〉

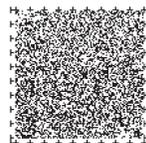
お問い合わせ先

中小企業庁経営支援課

TEL 03-3501-1763

(月～金 9:30～12:00、13:00～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-7099



設備を再度リースする際の 費用を補助します。

- 震災に起因するリース設備の滅失などによりリース債務を抱えた中小企業者の方を対象として、設備を再度リースする際の費用の一部を補助します。
- 補助率は、新規リース料の10%です。
- 補助金の申請手続きは指定リース事業者が行います。

お問い合わせ先

日本商工会議所 中小企業振興部
被災中小企業復興支援リース補助事業担当

TEL **03-3283-7819**

(月～金 9:30～12:00、13:00～16:30 祝日除く)

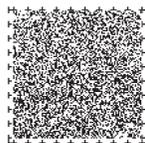
FAX **03-3211-4871**

仮設工場、仮設店舗などを 整備して貸し出しています。

24年度予算
50億円

中小企業の方などが速やかに事業を再開するため、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗などを整備して、地方公共団体に無償貸与・無償譲渡しています。

※原子力事故の影響により立入制限がある場合や、土地の用途制限があるため本格復興ができない地域など、仮設施設整備によらざるを得ない案件を対象に事業を実施します。



お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構の窓口

中小企業復興支援センター盛岡

TEL **090-4097-6989**

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX **019-653-6980**

中小企業復興支援センター仙台

TEL **022-399-9077**

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX **022-716-1752**

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

TEL **024-529-5113**

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX **024-529-5113**

中小企業基盤整備機構関東本部企画調整課

TEL **03-5470-1509**

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

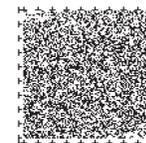
FAX **03-3433-8583**

中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部

TEL **03-5470-1501**

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

FAX **03-5470-1566**



仮設住宅などへの移動販売のための、 軽トラックを貸し出します。

24年度予算
3億円

新規

被災地域の中小企業者が行う仮設住宅や各種イベントなどでの販売を支援するために、
移動販売車両(軽トラック)の貸し出しを行います。

お問い合わせ先

全国商工会連合会市場開拓支援課

TEL **03-6268-0086**

(月～金 9:00～17:30 祝日除く)

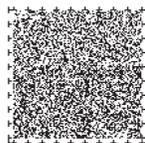
FAX **03-6268-0997**

中小企業の海外展開を、 いろいろ支援します。

24年度予算
28億円

東日本大震災により影響を受けている中小企業の海外展開を支援するため、以下の
事業を実施します。

- 国内外で実施される展示会への出展や海外販路開拓の事前準備を支援します。
- 海外展開について、専門家によるアドバイスを行っています。
- 海外の主要なバイヤーを日本に招き、被災県の製品を中心とした商談会を開催
します。



お問い合わせ先

- 国内展示会への参加、経営に関するアドバイスについて
(独)中小企業基盤整備機構国際化支援センター

TEL **03-5470-2375**

(月～金 9:00～17:45 祝日除く)

FAX **03-5470-2376**

- 海外展示会への参加、貿易・投資に関するアドバイス・
海外バイヤーとの商談会への参加について

(独)日本貿易振興機構

TEL **03-3582-5539**

(月～金 9:00～17:45 祝日除く)

FAX **03-3588-6207**

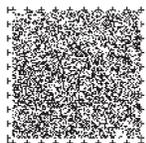
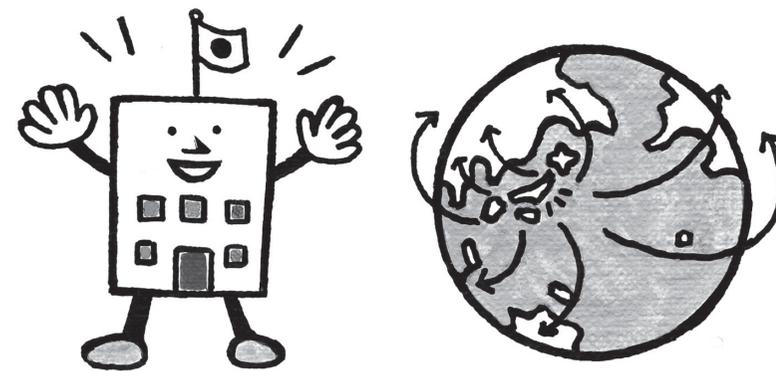
本事業について:

中小企業庁新事業促進課

TEL 03-3501-1767(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3501-7055

経済産業省通商政策局通商政策課

TEL 03-3501-1654(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3501-2081



若者の職場実習を通じて、 中小企業の人材確保を支援します。

新卒者や卒業後3年以内の未就職者の方々に、被災地域などの中小企業の事業現場などで原則6カ月間の職場実習(いわゆるインターンシップ)を行っていただくことで、社会人としての基礎知識や中小企業で必要とされる技術・知識・ノウハウの習得を支援します。

実習期間中、実習生に対しては日額7,000円、受入企業に対しては日額3,500円の助成金を支給します。

お問い合わせ先

コーディネート機関

(株)学情

TEL **03-3568-3271**

(月～金 9:00～12:00、13:00～18:00 祝日除く)

FAX **03-3568-3272**

(株)パソナ

TEL **03-6734-1055**

(月～金 9:00～12:00、13:00～18:00 祝日除く)

FAX **03-6734-0161**



水産業の皆さま

若青年漁業者に対して、 漁業再開までの技術習得を支援します。

24年度予算
11億円

若青年漁業者が、漁業の再開までの期間を活用して、他の経営体の漁船などで研修(最長2年間)を行う場合、国が支援します。

- 被災した若青年漁業者を一時的に受け入れ、技術などを指導した漁業者を対象に、研修費用を最大で月18.8万円を補助します。
- 被災地において、漁業への就業を希望する漁家の子弟などを新たに受け入れ、技術を指導した漁業者を対象に、研修費用を最大で月9.4万円を補助します。
- 協業化などに伴い、必要となる資格などの講習にかかる経費を補助します。

〈漁業復興担い手確保支援事業〉

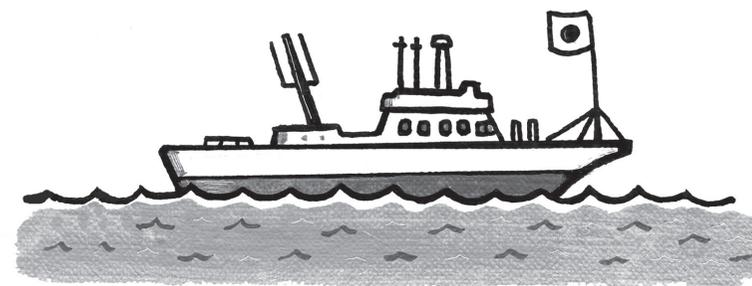
お問い合わせ先

水産庁企画課

TEL **03-6744-2340**

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX **03-3501-5097**



漁業者、養殖業者に対して、 経営再建に必要な経費を補助します。

24年度予算
106億円

- 地域の漁業者、養殖業者などが、漁業復興計画や養殖復興計画を作り、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)を、国が支援します。
- 国は、水揚げ金額では賄えない必要経費の9/10、2/3または半額を補助します。

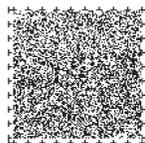
	復興計画の種類	補助率
漁業	新船導入タイプ	1/2、2/3*
	既存船活用タイプ	9/10
養殖業	-	9/10

※かつお・まぐろ類を対象とする漁業で、国際的な資源管理措置の強化に対応するため複数のオブザーバーを乗船させることが可能な漁船を用いる場合、補助率は2/3

〈漁業・養殖業復興支援事業〉

お問い合わせ先

- 漁業者の方 水産庁漁業調整課
TEL **03-3502-8469**
(月～金 9:30～18:15 祝日除く)
FAX **03-3501-1019**
- 養殖業者の方 水産庁栽培養殖課
TEL **03-6744-2383**
(月～金 9:30～18:15 祝日除く)
FAX **03-6744-2386**



災害復旧・復興関係の資金を、 実質無利子・無担保・無保証人で借りられます。

24年度予算
86億円

- 災害復旧・復興に必要な水産関係の日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金および漁業経営維持安定資金の貸付金利を、実質無利子化しています。また、無利子化する公庫資金について、無担保・無保証人での融資も可能としています。融資枠は総額508億円(うち公庫資金155億円、近代化資金319億円、経営維持安定資金34億円)です。

〈水産関係無利子化等事業〉

- 漁業者・漁協などの復旧・復興関係資金などに対する融資が無担保・無保証人で行われるよう、緊急的な保証について支援しています。保証枠は総額533億円です。

〈漁業者等緊急保証対策事業〉

お問い合わせ先

- 漁業近代化資金の貸付を希望される方…P104～107参照

- 日本政策金融公庫資金の貸付を希望される方
日本政策金融公庫

フリー
ダイヤル **0120-154-505**

(月～金 9:00～19:00 祝日除く)

- 沖縄振興開発金融公庫

TEL **098-941-1840**

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)

この事業について:水産庁水産経営課

TEL 03-6744-2347(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3591-1180



こちらを取組んでいます

漁港や海岸などの復旧の事業費を補助しています。

漁港施設等災害復旧事業

24年度予算
76億円

地震や津波の被害を受けた漁港や海岸などの復旧を、国が補助しています。

※国は、事業費の2/3(漁港、海岸)、6.5/10(漁業用施設)を補助しています。

漁港施設等災害関連事業

24年度予算
0.6億円

復旧に加え、構造物の強化など必要な災害防止対策を県や市町村が行う場合、国が補助しています。

※国は、事業費の半額を補助しています。

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律」「東日本大震災に対するための特別の財政援助および助成に関する法律」による嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 …P102参照

この事業について:水産庁防災漁村課

TEL 03-3502-5638(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3581-0325

災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策

24年度予算
250億円

拠点漁港の機能強化や地盤沈下対策、漁場整備などを、国が支援します。

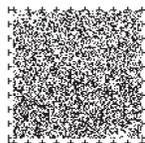
●拠点漁港の流通・防災機能の強化、水産加工場など漁港施設用地の嵩上げ・排水対策など漁港の地盤沈下対策を道県が実施する場合、事業費の半額または2/3(北海道、離島における嵩上げあり)を補助します。

●漁場の生産力回復のための整備を道県が実施する場合、事業費の半額を補助します。

お問い合わせ先 …P102参照

この事業について:水産庁計画課

TEL 03-3502-8491(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3581-0326



漁船や定置網などの漁具の導入費を補助しています。

24年度予算
41億円

① 船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国が支援します。国は、事業費の1/3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1/3以上を補助しています。

② 被害を受けた漁業者などのグループが、省エネ機器設備を導入する場合、国が補助します。 ※国は、機器設備の導入費用の半額を補助します。

〈共同利用漁船等復旧対策事業〉

お問い合わせ先

●漁船など復旧関係 水産庁漁業調整課

TEL 03-6744-2393 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-1019

●機器設備関係 水産庁企画課

TEL 03-6744-2341 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-5907

養殖施設の復旧事業費の最大9割を補助しています。

24年度予算
11億円

激甚災害法に基づき、都道府県が養殖施設の災害復旧事業を実施する場合、国が補助しています。 ※国は、事業費の最大9/10を補助しています。

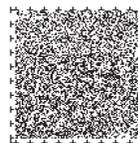
〈養殖施設災害復旧事業〉

お問い合わせ先

水産庁栽培養殖課

TEL 03-3502-0895 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-6744-2386



こちらも取組んでいます

放流種苗の確保のために必要な経費や取組みを補助します。

24年度予算
21億円

- アワビ、ウニ、ヒラメなどの放流用種苗を生産している被災県の生産体制が整うまでの間、放流種苗の確保のために必要な経費や取組み、生息環境を整備する取組みを、国が補助します。
- 国は、放流種苗を確保するために必要な経費や取組みについて、最大2/3を補助します。

〈被災海域における種苗放流支援事業〉

お問い合わせ先 …P102(被災県の農林水産部などの一覧)参照

この事業について:水産庁栽培養殖課

TEL 03-6744-2385(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-6744-2386

製氷施設、冷凍冷蔵施設などの整備費を補助しています。

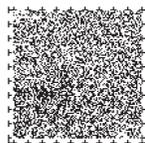
24年度予算
133億円

- 漁協などが、水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、冷凍冷蔵施設、市場、荷さばき施設、加工施設・養殖施設など)の復旧に向け、機器などを整備する場合や施設の修繕、仮施設の整備をする場合、国が補助しています。
- さらに、水産業共同利用施設の本格的な復興に向けた、規模の適正化や衛生機能の高度化、漁港機能の回復などを図るための施設の整備を、国が補助します。
- 国は、事業費の2/3または半額を補助しています。

〈水産業共同利用施設復旧整備事業〉

お問い合わせ先

水産業共同利用施設復旧支援事業について…P103参照
水産業共同利用施設復旧整備事業について…P103参照



遠隔地からの原料確保などによって、追加的に発生する経費を補助します。

24年度予算
1億円

- 被災地の漁協や水産加工協が遠隔地から原料を確保する場合の、運賃、通常の製造ラインの変更が必要な場合に、追加的に発生する経費(パッケージ変更費、製造ライン改修費など)の一部を国が補助します。
- 国は、事業費の半額を補助します。

〈加工原料等の安定確保取組支援〉

お問い合わせ先

水産庁加工流通課

TEL 03-6744-2349 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3508-1357

漁場の漂流物の回収に補助金を支給しています。

24年度予算
20億円

- 藻場の喪失などにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るため、漁業者グループが、がれきの回収などを行う場合、国が支援しています。
- 沿岸や沖合で操業中に回収したがれきの処理を行った場合に、その必要経費を支給します。
- 漁場のがれきの回収を行った場合、漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日(15トン未満の場合)を支給しています。

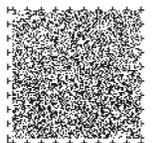
〈漁場生産力回復支援事業〉

お問い合わせ先

水産庁漁場資源課

TEL 03-3502-8486 (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1682



こちらも取組んでいます

漁場の大型がれきの回収費などを補助しています。

24年度予算
55億円

漁場に漂流・堆積している大型のがれきについて、専門業者による調査や回収処理を行う場合、国が補助しています。

〈漁場堆積物除去事業〉〈漁場漂流物回収処理事業〉

お問い合わせ先

水産庁漁場資源課

TEL 03-3502-8486 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1682

経営再建のための借入れを
実質無利子化しました。

24年度予算
7億円

被災漁協などが、経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化しました。融資枠は総額100億円です。

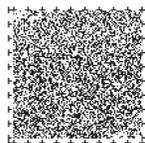
〈漁協経営再建緊急支援事業〉

お問い合わせ先

水産庁水産経営課

TEL 03-3502-8416 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3591-1180



農業の皆さま

被災された方々の
農業分野での就業を支援します。

24年度予算
4億円

被災された農業者の方々を、農地の復旧までの間一時的に雇用する場合や、被災された方で就農を希望する方を正社員として雇用する場合に、農業法人などに対し、技術習得にかかる研修経費などの助成を行います。

〈被災者向け農の雇用事業〉

お問い合わせ先

全国新規就農相談センター

TEL 03-6910-1126

(月～金 9:30～17:00 祝日除く)

農林水産省経営局経営政策課、就農・女性課

TEL 03-6744-2143

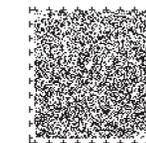
(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

03-3502-6469

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-6007

03-3593-2612



新規就農相談

全国新規就農相談センターでは、農業法人などの求人情報の紹介やマッチング、農業を始めたい方向けの就農相談などを実施しています。

お問い合わせ先

全国新規就農相談センター

TEL 03-6910-1126

(月～金 9:30～17:00 祝日除く)

http://www.nca.or.jp/Be-farmer/recruit_emergency/recruit.php

耕作放棄地を活用した 営農再開を支援します。

24年度予算
4億円

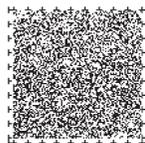
被災した農家などが、避難先などにおいて耕作放棄地を活用した営農の再開に取り組む際、耕作放棄地の再生作業、基盤整備、農業用機械・施設の整備などを、国が定額で補助します。

雑草・雑木などの除去 (抜根を伴う場合)	5万円 / 10a (10万円 / 10a)
整地など	5万円 / 10a
土づくり	5万円 / 10a

〈被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業〉

お問い合わせ先

農林水産省農村振興局農村計画課 耕作放棄地活用推進室…P108参照



移転を希望する農家を支援します。

他の地域へ移転を希望する被災された農家の方々などに対して、農山漁村地域における受入れ情報を提供するとともに、受入れ地域とのマッチングを支援します。

- 「農山漁村被災者受入れ情報システム」により、全国の農山漁村の雇用、農地、住まいなどの受入れ情報を収集し、被災地域へ提供しています。

※これまでに以下のような情報を収集し、被災地域に提供中。(平成24年2月27日現在)

- 農山漁村の空き家などの住まい:約2,300戸 約20,000人分
- 農林水産業関係の雇用:373社・法人 976人分
- 活用できる農地や耕作放棄地:農地21市町村約271ha ほか

- 被災された農家の方々などのご意向を踏まえ、受入れ地域との調整を支援するとともに、受入れ地域の農地などの事前調査のために必要な旅費などを支給します。

〈農山漁村被災者受入円滑化支援事業〉

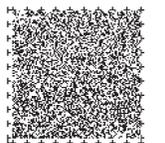
お問い合わせ先

農林水産省農村振興局中山間地域振興課

TEL 03-6744-2498

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3592-1482



農地などの排水を無料で行っています。

- 排水不良のため浸水している農地などの早期の復旧を図るため、要請に応じて国が保有する災害応急用ポンプを緊急的に配備し、排水対策を実施しています。

※沿岸部で津波の被災により排水不能となっている排水機場について、降雨に伴う洪水被害などの二次災害を防止するため、ポンプを借り上げて、排水対策を実施しています。

※災害応急用ポンプなどの配備、運転管理の一切を、国が全額負担しています。

〈災害対策支援機械費〉

お問い合わせ先

東北農政局土地改良技術事務所施設・管理課

TEL 022-295-5547

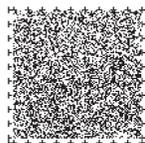
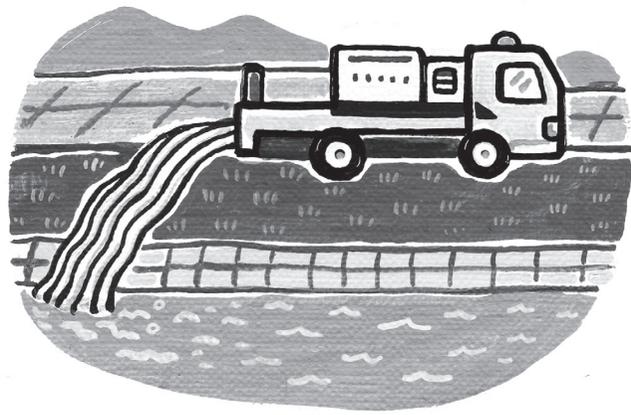
(月～金 8:30～17:15 祝日除く)

FAX 022-297-6637

この事業について:

農林水産省農村振興局設計課

TEL 03-3502-6094(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3500-4053



24年度予算
29億円

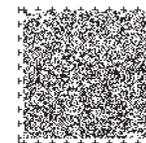
生産力の回復に向けた 取組みなどを支援しています。

- 農業機械などのリース方式による導入や被災農家の次期作に必要な生産資材(肥料、農業用薬剤など)の共同購入などを支援しています。
- 土壌中の放射性物質の農作物による吸収を抑制するための資材施用などに対して支援しています。
- 共同利用施設の復旧や鳥獣被害防止対策などに対して支援しています。
- 国は、以上の対策を実施する都道府県、市町村、農業者の組織する団体などに対して、事業費の1/2以内などを都道府県向け交付金により補助しています。

〈東日本大震災農業生産対策交付金〉

お問い合わせ先

P108参照



農作物の生産が困難となった 農業者に支援金を交付しています。

24年度予算
48億円

復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合などを通じて経営再開支援金をお支払いしています。

- 水田作物・野菜・果樹については、農作物の作付けが困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行う面積に応じて支援金を交付しています。

農業の種類	支援単価
水田作物	3.5万円／10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円／10a(7.0万円／10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円／10a(14.0万円／10a)
果樹	4.0万円／10a(9.0万円／10a)

注:単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去などを行う場合

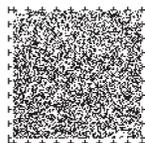
- 畜産については、飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数に応じて支援金を交付しています。

家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円／頭
肉用牛(繁殖経営)	182,200円／頭
肉用牛(肥育経営)	21,700～59,000円／頭
肉用牛(育成経営)	10,500～13,200円／頭
豚(繁殖豚)	22,400円／頭
鶏(採卵鶏)	12,000円／1,000羽

〈被災農家経営再開支援事業〉

お問い合わせ先

県または市町村を通じ、
または農林水産省生産局…P109参照



実質無利子・無担保・無保証人で 借入れができます。

24年度予算
53億円

農家の方々が一定期間(最大18年間)実質無利子・無担保・無保証人で融資が受けられるよう、国が支援しています。融資枠は430億円です。

※中長期の運転資金、農業用機械・施設の修理・導入などのための資金の融通が受けられます。

〈農業経営の復旧・復興等のための金融支援〉

お問い合わせ先

日本政策金融公庫

フリーダイヤル **0120-154-505**

(月～金 9:00～19:00)

フリーダイヤル **0120-926-478**

(土日・祝日9:00～17:00)

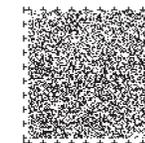
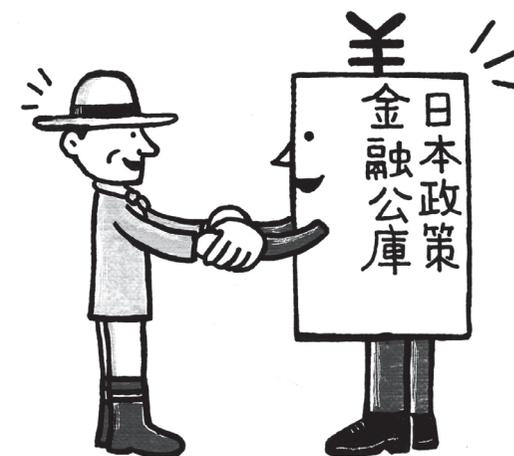
※出張相談

http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news240305_2.pdf

またはお近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業について:農林水産省経営局金融調整課

TEL 03-3501-3726(月～金 9:30～18:15 祝日除く) FAX 03-3502-8081



こちらも取組んでいます

除塩や区画整理などの 事業費の最大9割を補助しています。

24年度予算
76億円

東日本大震災による津波の災害に対処し、早期の営業再開を図るため、国などが事業の実施主体となり、緊急的に行う災害復旧、除塩、区画整理などの事業費の、最大9割を補助しています。

※国は、事業費の9/10(除塩事業)、6.5/10または5/10(災害復旧事業など※)を補助しています。

※東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律などによる嵩上げ制度があります。

〈土地改良法の特例措置等〉

お問い合わせ先

お近くの農政局整備部防災課…P108参照

この事業について:

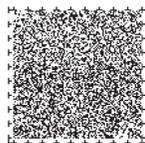
農林水産省農村振興局防災課

TEL 03-6744-2211(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-0304

土地改良法の特例に関して:

農林水産省農村振興局土地改良企画課

TEL 03-6744-2187(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3501-4950



農業の復旧と、施設改築・補強などの 災害対策を実施しています。

24年度予算
76億円

- 被災した農地・農業用施設などの復旧を実施しています。
- 再度の災害防止のために、災害復旧事業とあわせて行う施設の補強および農村生活環境施設などの復旧も行っています。

〈災害復旧事業等〉

お問い合わせ先

お近くの農政局整備部防災課…P108参照

この事業について:

農林水産省農村振興局防災課

TEL 03-6744-2211(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-0304

被災した土地改良区の機能回復を支援します。

24年度予算
2億円

被災した土地改良区※の業務運営の維持や体制の再構築に対して、営農が再開されるまでの3年間、支援します。

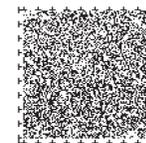
- 被災した土地改良区の金融機関からの借入資金について発生する利子に対して助成(無利子化)します。

- 津波や地震により流失、損壊した事務機器、業務書類の復旧費用に対して助成します。

※土地改良区:土地改良事業を実施することを目的として、土地改良法に基づいて設立される公共法人。営農に不可欠な土地改良施設の管理、地区内の農業用水の配水調整などを行っている。

〈被災土地改良区復興支援事業〉

お問い合わせ先 …P109参照



被災した水路の補修などを行う集落を支援します。

24年度予算
6億円

被災した水路の補修などに取り組む集落に対して、地域協議会などを通じて復旧活動支援交付金を交付します。

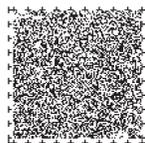
■支援単価

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

〈農地・水保全管理支払交付金〉

お問い合わせ先 …P109参照



土地改良のための借入れにかかる利子を3年間助成しています。

24年度予算
1億円

一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を最大3年間助成しています。

〈東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成〉

お問い合わせ先

東北:東北農政局整備部農地整備課

TEL 022-221-6289 (月~金 9:15~18:00 祝日除く)

FAX 022-216-4287

関東:関東農政局整備部農地整備課

TEL 048-740-0049 (月~金 9:15~18:00 祝日除く)

FAX 048-600-0624

北陸:北陸農政局整備部農地整備課

TEL 076-232-4725 (月~金 8:30~17:15 祝日除く)

FAX 076-234-8051

東海:東海農政局整備部農地整備課

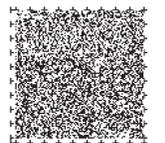
TEL 052-223-4638 (月~金 9:15~18:00 祝日除く)

FAX 052-219-2667

この事業について:

農林水産省農村振興局農地資源課

TEL 03-3502-6277(月~金 9:30~18:15 祝日除く) FAX 03-3592-0302



こちらも取組んでいます

地域農業の復興に向けた計画づくりと
農地集積などの取組みを総合的に支援します。

24年度予算
11億円

① 経営再開マスタープラン作成事業

津波被災市町村などが、集落での徹底した話し合いをもとに、地域の中心となる経営体などを明らかにした「経営再開マスタープラン」を作成するための取組みを支援します。

② 被災地域農地集積支援金

「経営再開マスタープラン」を作成した集落において、土地利用型農業から経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人などが、農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人に、6年以上の農地の貸付け（農作業委託も含む）を条件に、10年以上の白紙委任を行った場合に、支援金（3万円/10a）を交付します。

※白紙委任とは、農地の貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

③ 被災農業者経営能力向上事業

経営再開マスタープランに位置づけられた農業者に対し、営農再開のために必要な研修などを受講した場合に助成を行います。

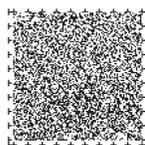
事業	支援単価
水田作物	3万円/10a
露地野菜(花きを含む)	3万円(上限)/1研修当たり

お問い合わせ先

①③ 農林水産省経営局経営政策課集落営農グループ

TEL 03-6744-0577 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-6007



② 農林水産省農地政策課農地流動化グループ

TEL 03-6744-2151 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3592-6248

森林・林業の皆さま

被災された方々の
林業分野での就業を支援します。

24年度予算
2億円

岩手県、宮城県、福島県において、就職先での仕事を通じた研修※にかかる費用を、3年間国が支援します。

※研修中は賃金が支払われます。

〈震災復興林業人材育成対策事業〉

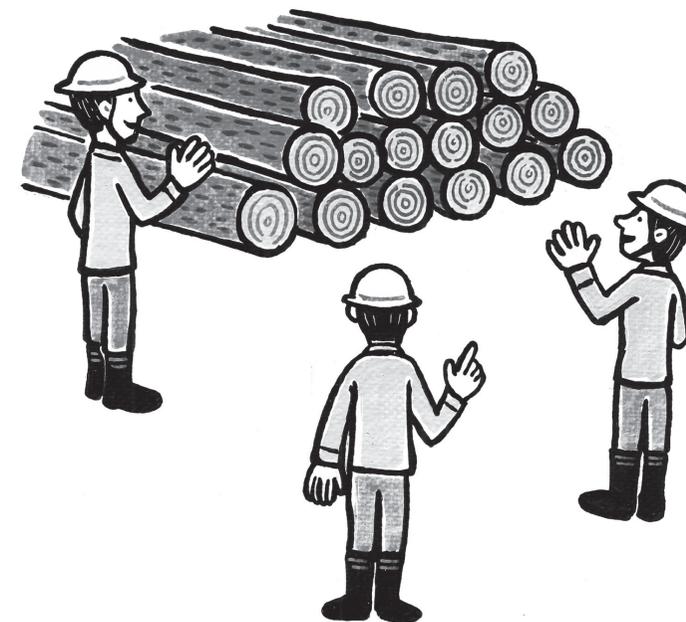
お問い合わせ先

林野庁経営課林業労働対策室

TEL 03-3502-1629

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-1649



24年度予算
2億円

森林・林業施設の復旧のための資金を、 実質無利子・無担保・無保証人で借りられます。

林業者・木材産業者が、被害を受けた森林・林道・林業施設などの復旧に必要な資金や
運転資金について、日本政策金融公庫から、実質無利子・無担保・無保証人で借りる
ことができます。

●融資枠は12億円です。

〈災害復旧関係資金利子助成事業〉

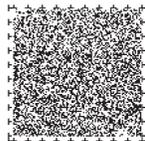
お問い合わせ先

全国木材協同組合連合会

TEL **03-3580-3215**

(月～金 9:30～19:00 祝日除く)

FAX **03-3580-3226**



24年度予算
4億円

無担保・無保証人・保証料無料で、 100%の債務保証を受けられます。

被災された林業者・木材産業者が、民間金融機関から震災の復旧・復興に取り組むために
必要な資金を借り受ける場合、(独)農林漁業信用基金から、無担保・無保証人・保証料
無料で100%の債務保証を受けることができます。

〈災害復旧林業信用保証事業〉

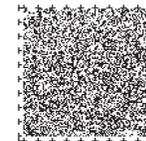
お問い合わせ先

(独)農林漁業信用基金

TEL **03-3294-5585**

(月～金 9:00～18:00 祝日除く)

FAX **03-3294-5595**



新規

特用林産物[※]の施設整備 などを支援します。

24年度予算
8億円

特用林産物生産の経営基盤を復旧・強化するために、生産施設の整備、次期生産に必要な資材の導入、放射性物質の防除施設の整備、さらには被災した森林(海岸林など)の再生に必要な優良種苗の生産施設の整備を支援します。

※特用林産物とは、食用とされる「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」などのきのこ類、樹実類、山菜類など、非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料および竹材、桐材、木炭などの森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。

〈特用林産施設等体制整備事業〉

お問い合わせ先

●きのこ・木炭など関係 林野庁林政部経営課

TEL 03-3502-8059

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-8085

●種苗関係 林野庁森林整備部研究・保全課

TEL 03-3502-8243

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-2887



こちらも取組んでいます

森林組合の経営再建のための借入を、 実質無利子化しました。

24年度予算
0.5億円

被災森林組合が、民間金融機関から経営再建などのために借り入れる資金について、最大2%まで利子助成し実質無利子化しました。

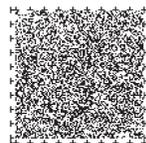
〈森林組合経営再建緊急支援事業〉

お問い合わせ先

全国森林組合連合会

TEL 03-3294-9711 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

FAX 03-3293-4726



石油関連事業の皆さま

給油所の機能回復を補助します。

- 流されたミニローリー*の再購入費用を全額補助します。
- 石油の地上タンクの復旧費用の1/3を補助します。
- 被災したガソリンスタンドを移転して、再開する費用の2/3を補助します。

※灯油などを運ぶための4キロリットル以下のタンクローリー

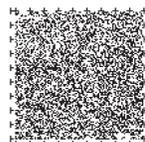
お問い合わせ先

資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

TEL 03-3501-1320

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3501-1837



生活衛生関係営業の皆さま

設備資金や運転資金を融資しています。

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係業者など*の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資しています。

※飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店)、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

東日本大震災復興特別貸付

	現行		拡充		
	災害貸付	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	東日本大震災復興特別貸付		
貸付対象	①直接被害者 ②間接被害者	③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)	①直接被害者 ②間接被害者 原発被害者も対象	③その他震災の影響を受けた者(計画停電、風評など)	
貸付限度	3,000万円(上乗せ)	5,700万円(別枠)	6,000万円(上乗せ)		5,700万円(別枠)
貸付期間 (据置期間)	設備10年 運転10年(組合など) (2年)	運転8年 (3年)	設備20年 運転15年(組合など) (5年)	設備15年 運転15年(組合など) (3年)	運転8年 (3年)
貸付利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 1,000万円以内: 基準利率-0.9% 1,000万円超: 基準利率 (4年以降) 基準利率	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (当初3年) 特別利率(G、N、R) (4年以降) 基準利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 3,000万円以内 ①基準利率-1.4% ②基準利率-0.9% 3,000万円超 ①基準利率-0.5% ②基準利率 (4年以降) ①基準利率-0.5% ②基準利率		基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (全期間) 特別利率(G、N、R) G: 基準利率-0.2% N: 基準利率-0.3% R: 基準利率-0.5%

※ G:雇用の維持または拡大 N:売上減少
R:雇用の維持または拡大+売上減少

※売上減少などの要件に該当すれば、表示利率より最大0.5%引下げ

お問い合わせ先

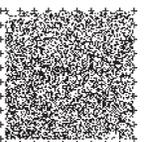
日本政策金融公庫

フリーダイヤル 0120-154-505

(月～金 9:00～19:00 祝日除く)

フリーダイヤル 0120-220-353

(土日祝日 9:00～17:00)



災害廃棄物のこと

災害廃棄物の処理を支援しています。 24年度予算 2,958億円

地方公共団体が行う災害廃棄物(がれきなど)の処理に対する国の補助率を最大9割まで引き上げました。

お問い合わせ先

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL **03-5501-3154**

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX **03-3593-8263**

廃棄物処理施設の復旧を支援しています。 24年度予算 39億円

地方公共団体が行うごみ処理施設などの復旧に対する国の補助率を最大9割に引き上げました。

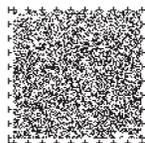
お問い合わせ先

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL **03-5501-3154**

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX **03-3593-8263**



被災地の環境モニタリングを強化します。 24年度予算 16億円

建築物解体やがれき処理などによりアスベストが飛散し、被災した工場などから有害物質などが漏れているおそれがあります。また、東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が環境中に放出されました。こうした環境汚染の状況を緊急に調査し、復旧・復興活動に役立てます。

※モニタリングの結果は、調査結果が判明したのから順次、環境省ホームページへの掲載などの方法により公表しています。

お問い合わせ先

●アスベスト関係

環境省水・大気環境局大気環境課

TEL **03-5521-8295**

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX **03-3580-7173**

●アスベスト関係以外

環境省水・大気環境局総務課

TEL **03-5521-8288**

(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX **03-3580-7173**



原子力発電所事故のこと

原発事故に関する様々なことについて、ご質問やご相談に応じています。

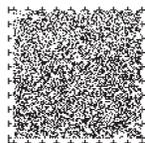
24年度予算
1.8億円

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力災害に関し、皆さまからのご質問やご相談などに応じ、原子力災害に関する正しい情報を提供するコールセンターを設置しています。

お問い合わせ先

コールセンター
TEL 03-3501-1505
(月～金 8:00～20:00、土 8:30～18:00)

※4月9日現在、原子力規制組織の制度改革に関する法律案が国会に上程されています。
原子力規制組織の変更があった場合、上記番号が変更になる可能性があります。
その場合には、この番号で新しい番号をご案内致します。

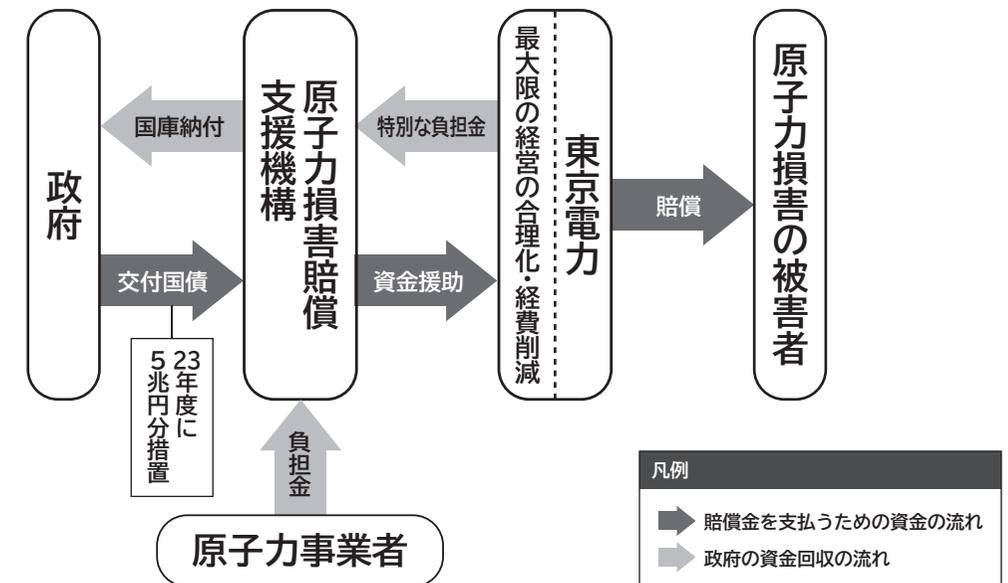


賠償が適切に行われるために、
万全の体制で支援します。

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、東京電力より、損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

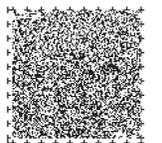
●政府として、この損害賠償の支払いが迅速、適切に行われるよう、原子力損害賠償の支援を行う機構に5兆円の国債を交付し、損害賠償の支払いを支援します。

■損害賠償支払いのためのしくみ



※東京電力と被害者間の賠償を円滑に進めるため、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定などに関する指針を策定しています。

※また、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合には、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解の仲介を行います。



お問い合わせ先

- 東京電力による本賠償について（原子力損害賠償全般に関するお問合せ）

東京電力

福島原子力補償相談室（コールセンター）

フリーダイヤル **0120-926-404**

（月～日 9:00～21:00）

- 東京電力による本賠償について（自主的避難などに関するお問い合わせ）

東京電力

福島原子力補償相談室（自主的避難等ご相談専用ダイヤル）

フリーダイヤル **0120-993-724**

（月～日 9:00～21:00）

- 原子力損害賠償の請求・申立てに関する情報提供について

原子力損害賠償支援機構

フリーダイヤル **0120-01-3814**

（月～日 10:00～17:00 祝日含む、12月31日～1月2日を除く）

- 原子力損害賠償制度及び原子力損害賠償紛争審査会について
文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室

TEL **03-5537-0245**

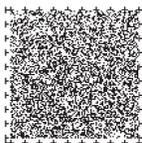
（月～金 9:30～18:15 祝日除く）

- 和解の仲介について

原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル **0120-377-155**

（月～金10:00～17:00 祝日除く）



こちらも取組んでいます

子どもをはじめ、皆さまの健康の確保のために

1 福島県民の皆さまの健康を確保するための基金があります。

国からの交付金をもとに福島県が基金を創設し、福島県が県民の健康確保のために様々な取組みを行います。

〈取組まれる事業の例〉

- 福島県民全員に行った行動調査をもとに外部被ばく量推定を実施
- 福島県内の18歳以下の全ての子どもを対象に、継続的に甲状腺超音波検査を実施
- 福島県内の中学生以下の全ての子ども・妊婦を対象とする、個人用積算線量計（ガラスバッジなど）の貸与
- 専用の測定装置などを整備し、内部被ばくの検査体制を強化
- 子どもが頻繁に利用する場所（学校、公園など）での除染活動
- 福島県内の小・中学生の希望者を対象とする、自然体験活動などの実施など

お問い合わせ先

福島県保健福祉部健康増進課

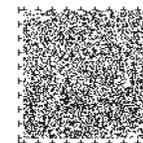
TEL **024-521-7236**（月～金 8:30～17:15 祝日除く）

FAX **024-521-2191**

2 校庭などの土壌入れ替えの費用を補助しています。

24年度予算
14.7億円の内数
（公立学校のみ）

子どもが受ける放射線量を減らすため、校庭や園庭の空間線量が毎時1マイクロシーベルト以上の公立学校や児童福祉施設などを対象に、表土除去処理事業の費用を補助しています。



放射能に関する皆さまの不安を減らすために

1 福島県や全国の放射線測定を強化し、情報を公開しています。

24年度予算
38億円

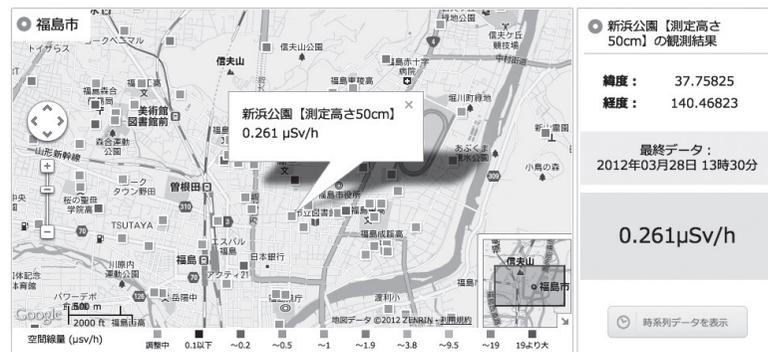
福島県および全国の放射線測定をさらに充実・強化します。また、把握した情報は、ホームページなどを通じて皆さまに公開していきます。

●福島県内の放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用します。

※可搬型モニタリングポストを福島県内の全市町村に計545台、および福島県隣接県(宮城、山形、新潟、群馬、栃木、茨城)に130台設置。

※小・中・高校、幼稚園、保育所、公園などにリアルタイムで放射線量を測定するシステムを導入し、測定結果をリアルタイムで公表しています。

■リアルタイム線量測定システム <http://radiomap.mext.go.jp/ja/>



●全国における放射線モニタリングを強化します。

※全国にモニタリングポストを計250台増設中。

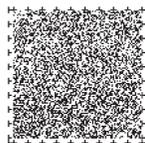
※青森県から愛知県におよぶ広域的な放射線量分布を把握するための航空機による調査などを実施しました。現在、西日本などについても調査を実施しております。

お問い合わせ先

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042



24年度予算
13億円

2 放射線量などの分布マップを作成しています。

今後の住民の健康管理、除染対策などに必要な情報を提供するため、福島県を中心に、詳細な空間線量率の測定や地表面に沈着した放射性物質の濃度の測定など(放射線量などの分布マップの作成)を実施しています。

お問い合わせ先

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042

3 学校給食の検査を支援しています。

24年度予算
3億円

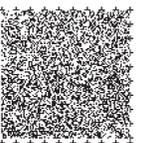
食品については、出荷段階で検査を行い、出荷制限などの必要な措置がとられています。より一層の安全・安心の観点から、学校給食の検査を実施する自治体の取組みを支援しています。

お問い合わせ先

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

TEL 03-6734-2694 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-3794

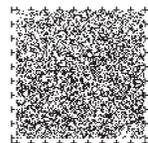


県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

●岩手県

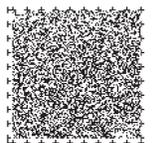
	電話番号	FAX番号
■岩手県	019-651-3111	019-651-4865
盛岡市	019-651-4111	019-622-6211
宮古市	0193-62-2111	0193-63-9114
大船渡市	0192-27-3111	0192-26-4477
花巻市	0198-24-2111 (内線301、316、317)	0198-24-0259
北上市	0197-64-2111 (内線3595、3596)	0197-63-7023
久慈市	0194-52-2111 (内線611、612)	0194-52-3653
遠野市	0198-62-2111	0198-62-3047
一関市	0191-21-2111	0191-21-2164
陸前高田市	0192-54-2111	0192-54-3888
釜石市	0193-22-2111	0193-22-2686
二戸市	0195-23-3111	0195-25-5160
八幡平市	0195-76-2111	0195-75-0469
奥州市	0197-24-2111	0197-22-2533
雫石町	019-692-2111	019-692-1311
葛巻町	0195-66-2111	0195-66-2101
岩手町	0195-62-2111	0195-62-3104
滝沢村	019-684-2111	019-684-5792
紫波町	019-672-2111	019-672-2311
矢巾町	019-697-2111	019-611-2539
西和賀町	0197-82-2111	0197-82-3111
金ヶ崎町	0197-42-2111	0197-42-2580
平泉町	0191-46-2111	0191-46-5575
住田町	0192-46-2111	0192-46-3515
大槌町	0193-42-2111	0193-42-3855
山田町	0193-82-3111	0193-82-4989
岩泉町	0194-22-2111	0194-22-3562
田野畑村	0194-34-2111	0194-34-2632



普代村	0194-35-2111	0194-35-3017
軽米町	0195-46-2111	0195-46-2335
野田村	0194-78-2111	0194-78-3995
九戸村	0195-42-2111	0195-42-3120
洋野町	0194-65-2111	0194-65-4334
一戸町	0195-33-2111	0195-33-3770

●宮城県

	電話番号	FAX番号
■宮城県	022-211-2111	—
仙台市	022-261-1111	022-224-4404
石巻市	0225-95-1111	0225-22-4995
塩竈市	022-364-1111	022-367-3124
気仙沼市	0226-22-6600	0226-24-3566
白石市	0224-25-2111	0224-24-4861
名取市	022-384-2111	022-384-4192
角田市	0224-63-2111	0224-62-4829
多賀城市	022-368-1141	022-368-8104
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
登米市	0220-22-2111	0220-22-9164
栗原市	0228-22-1122	0228-22-0312
東松島市	0225-82-1111	0225-82-8143
大崎市	0229-23-2111	0229-24-9595
蔵王町	0224-33-2211	0224-33-4159
七ヶ宿町	0224-37-2111	0224-37-2468
大河原町	0224-53-2111	0224-53-3818
村田町	0224-83-2111	0224-83-5740
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172
川崎町	0224-84-2111	0224-84-6789
丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540
亘理町	0223-34-1111	0223-34-7341
山元町	0223-37-1111	0223-37-4144
松島町	022-354-5701	022-354-3140



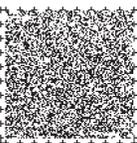
県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

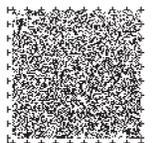
	電話番号	FAX番号
七ヶ浜町	022-357-2111	022-357-5744
利府町	022-767-2111	022-767-2101
大和町	022-345-1111	022-345-4852
大郷町	022-359-3111	022-359-3287
富谷町	022-358-3111	022-358-2259
大衡村	022-345-5111	022-345-4853
色麻町	0229-65-2111	0229-65-2685
加美町	0229-63-3111	0229-63-2037
涌谷町	0229-43-2111	0229-43-2693
美里町	0229-33-2111	0229-33-2402
女川町	0225-54-3131	0225-53-5483
南三陸町	0226-46-2600	0226-46-5348

●福島県

	電話番号	FAX番号
■福島県	024-521-1111	—
福島市	024-535-1111	024-536-4370
会津若松市	0242-39-1111	0242-39-1236
郡山市	024-924-7111	024-924-7104
いわき市	0246-22-1111	0246-22-1145
白河市	0248-22-1111	0248-27-2577
須賀川市	0248-75-1111	0248-75-2978
喜多方市	0241-24-5221	0241-25-7073
相馬市	0244-37-2121	0244-35-4196
二本松市	0243-23-1111	0243-22-4479
田村市	0247-81-2111	0247-81-2522
南相馬市	0244-24-5232	0244-24-5214
伊達市	024-575-1111	024-575-2570
本宮市	0243-33-1111	0243-34-2724
桑折町	024-582-2111	024-582-2479
国見町	024-585-2111	024-585-2707
川俣町	024-566-2111	024-566-2438



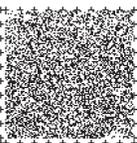
大玉村	0243-48-3131	0243-48-3137
鏡石町	0248-62-2111	0248-62-6553
天栄村	0248-82-2111	0248-82-2718
下郷町	0241-69-1122	0241-67-3340
檜枝岐村	0241-75-2311	0241-75-2460
只見町	0241-82-5050	0241-82-2117
南会津町	0241-62-6100	0241-62-1288
北塩原村	0241-23-3111	0241-25-7358
西会津町	0241-45-2211	0241-45-4199
磐梯町	0242-74-1221	0242-73-2115
猪苗代町	0242-62-2111	0242-62-2123・5175
会津坂下町	0242-84-1503	0242-83-0349
湯川村	0241-27-8800	0241-27-3760
柳津町	0241-42-2112	0241-42-3470
三島町	0241-48-5511	0241-48-5544
金山町	0241-54-5111	0241-54-2117
昭和村	0241-57-2111	0241-57-3044
会津美里町	0242-55-1122	0242-55-1199
西郷村	0248-25-1111	0248-25-2689
泉崎村	0248-53-2111	0248-53-2958
中島村	0248-52-2111	0248-52-2170
矢吹町	0248-42-2111	0248-42-2587
棚倉町	0247-33-2111	0247-33-3715
矢祭町	0247-46-3131	0247-46-3155
塙町	0247-43-2111	0247-43-2116
鮫川村	0247-49-3111	0247-49-2651
石川町	0247-26-2111	0247-26-0360
玉川村	0247-57-3101	0247-57-3952
平田村	0247-55-3111	0247-55-2452
浅川町	0247-36-4121	0247-36-2895
古殿町	0247-53-3111	0247-53-3154
三春町	0247-62-2111	0247-61-1110
小野町	0247-72-2111	0247-72-3121
広野町	0240-27-2111	0240-27-4167



県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

	電話番号	FAX番号
楢葉町 美里出張所	0242-56-2155	0242-56-2188
楢葉町 いわき出張所	0246-46-2551・2552	0246-46-2553
富岡町	0120-336-466	024-961-3441
川内村 ビッグパレットふくしま	024-946-3375・3378	024-947-8531
大熊町 会津若松出張所	0242-26-3844	0242-26-3794
大熊町 いわき連絡事務所	0246-36-5671	0246-36-5672
双葉町 埼玉支所	0480-73-6880	0480-73-6926
双葉町 福島支所	024-973-8090	024-933-5120
浪江町 二本松事務所	0243-62-0123	0243-22-4261
浪江町 福島出張所	024-535-0750	024-535-0753
浪江町 本宮出張所	0243-44-1185	0243-44-1187
浪江町 桑折出張所	024-582-2130	024-582-2135
浪江町 南相馬出張所	0244-23-1112	0244-23-1114
浪江町 いわき出張所	0246-24-0020	0246-24-0026
葛尾村 三春出張所	0247-61-2850	0247-62-0282
葛尾村 三春の里出張所	0247-61-2860	0247-62-3966
新地町	0244-62-2111	0244-62-3194
飯館村 飯野出張所	024-562-4200	024-562-2466



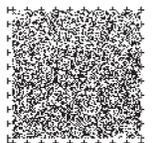
お問い合わせ先一覧

●労働基準監督署

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉 盛岡	019-621-5115	019-621-5116
宮古	0193-62-6455	0193-62-6456
釜石	0193-23-0651	0193-23-0653
花巻	0198-23-5231	0198-23-5233
一関	0191-23-4125	0191-23-4126
大船渡	0192-26-5231	0192-26-5232
二戸	0195-23-4131	0195-23-4132
〈宮城県〉 仙台	022-299-9071	022-299-9078
石巻	0225-22-3365	0225-22-3368
石巻(気仙沼臨時窓口)	0226-25-6921	0226-22-7662
古川	0229-22-2112	0229-23-7968
大河原	0224-53-2154	0224-53-2188
瀬峰	0228-38-3131	0228-38-3132
〈福島県〉 福島	024-536-4610	024-536-4614
郡山	024-922-1370	024-922-1487
いわき	0246-23-2255	0246-25-1097
会津	0242-26-6494	0242-26-6496
白河	0248-24-1391	0248-24-1393
須賀川	0248-75-3519	0248-75-3520
会津(喜多方)	0241-22-4211	0241-22-4212
相馬	0244-36-4175	0244-36-4176
富岡	0246-35-0050	0246-22-1230

●労働局

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉 岩手労働局	019-604-3001(代)	019-604-1531
〈宮城県〉 宮城労働局	022-299-8833(代)	022-299-8846
〈福島県〉 福島労働局	024-536-4600(代)	024-535-6595

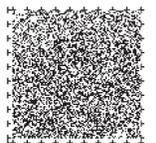
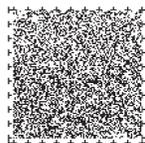


お問い合わせ先一覧

●ハローワーク

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉		
盛岡	019-651-8811	019-654-9305
沼宮内	0195-62-2139	0195-62-1312
釜石	0193-23-8609	0193-23-1572
遠野	0198-62-2842	0198-62-1079
宮古	0193-63-8609	0193-62-2267
花巻	0198-23-5118	0198-22-5477
一関	0191-23-4135	0191-26-3418
水沢	0197-24-8609	0197-22-3807
北上	0197-63-3314	0197-63-7734
大船渡	0192-27-4165	0192-27-0134
二戸	0195-23-3341	0195-25-4782
久慈	0194-53-3374	0194-53-6174
盛岡新卒応援ハローワーク	019-653-8609	019-653-8608
〈宮城県〉		
仙台	022-299-8811	022-299-8830
大和	022-345-2350	022-345-0596
石巻	0225-95-0158	0225-22-2442
石巻(立町臨時庁舎)		
職業相談コーナー	0225-21-5390	0225-94-9501
高卒(予定)者相談コーナー	0225-21-5391	0225-94-9540
塩釜	022-362-3361	022-362-1531
古川	0229-22-2305	0229-22-2353
大河原	0224-53-1042	0224-52-3989
白石	0224-25-3107	0224-25-8977
築館	0228-22-2531	0228-22-6892
迫	0220-22-8609	0220-22-9579
気仙沼	0226-41-6720	0226-22-9241
仙台新卒応援ハローワーク	022-726-8055	022-726-8058
〈福島県〉		
福島	024-534-4121	024-534-0423

平	0246-23-1421	0246-22-1088
磐城	0246-54-6666	0246-54-6667
勿来	0246-63-3171	0246-77-0165
会津若松	0242-26-3333	0242-38-2332
南会津	0241-62-1101	0241-63-1056
喜多方	0241-22-4111	0241-22-3881
郡山	024-942-8609	024-941-1940
白河	0248-24-1256	0248-23-4749
須賀川	0248-76-8609	0248-75-4930
相双	0244-24-3531	0244-24-3532
相馬	0244-36-0211	0244-37-2376
富岡(ハローワーク平に併設)	0246-24-3055	0246-22-1088
二本松	0243-23-0343	0243-62-2737
福島新卒応援ハローワーク	024-534-0466	024-534-0441



お問い合わせ先一覧

●漁港施設等災害復旧事業 ●漁港施設等災害関連事業

●災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策

(漁港や海岸などの復旧の事業費を補助しています)

〈受付時間〉
平日 9:00~17:00

	電話番号	FAX番号
北海道 水産林務部漁港漁村課	011-204-5474	011-232-4139
青森県 農林水産部水産局漁港漁場整備課	017-734-9614	017-734-8167
岩手県 農林水産部漁港漁村課	019-629-5830	019-629-5824
	019-629-5829	
宮城県 農林水産部水産業基盤整備課	022-211-2942	022-211-2949
秋田県 農林水産部水産漁港課	018-860-1889	018-860-3849
福島県 土木部河川港湾総室港湾課	024-521-7496	024-521-7716
茨城県 水産振興課	029-301-4125	029-301-4129
千葉県 漁港課	043-223-3021	043-201-2617

●被災海域における種苗放流支援

(放流種苗の確保のために必要な経費や取組みを補助します)

〈受付時間〉
平日 9:00~17:00

	電話番号	FAX番号
北海道 水産林務部水産振興課(養殖施設)	011-204-5468	011-232-1578
水産林務部漁業管理課(さけ・ます)	011-204-5480	011-232-1095
青森県 農林水産部水産振興課(栽培・資源管理G)	017-734-9594	017-734-8166
岩手県 農林水産部水産振興課	019-629-5818	019-629-5824
宮城県 農林水産部水産業基盤整備課	022-211-2943	022-211-2940
福島県 農林水産部生産流通総室水産課	024-521-7379	024-521-7940
茨城県 農林水産部水産振興課	029-301-4114	029-301-4129

●水産業共同利用施設復旧支援事業

(製氷施設・冷凍冷蔵施設などの整備費を補助しています)

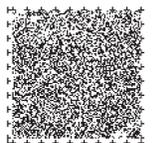
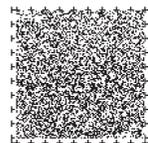
〈受付時間〉
月~金 9:30~18:15 祝日除く

	電話番号	FAX番号
水産庁加工流通課	03-6744-2349	03-3508-1357

●水産業共同利用施設復旧整備事業

〈受付時間〉
月~金 9:30~18:15 祝日除く

	電話番号	FAX番号
水産庁防災漁村課	03-6744-2391	03-3581-0325



お問い合わせ先一覧

● 水産関係資金無利子化事業、漁業者等緊急保証対策事業

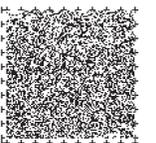
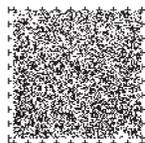
(漁業近代化資金等について)

(災害復旧・復興関係の資金を、実質無利子・無担保・無保証人で借りられます)

〈受付時間〉
平日 9:00~15:00

	電話番号	FAX番号
北海道信用漁業協同組合連合会	011-261-7822	011-241-9265
青森県信用漁業協同組合連合会	017-722-1471	017-773-1568
岩手県信用漁業協同組合連合会	019-623-8315	019-625-7323
宮城県漁業協同組合	0225-21-5713	0225-21-5621
秋田県漁業協同組合	018-845-1311	018-846-5039
山形県漁業協同組合	0234-24-5611	0234-22-6455
福島県信用漁業協同組合連合会	0246-29-2331	0246-29-2330
茨城県信用漁業協同組合連合会	029-221-6281	029-226-4307
千葉県信用漁業協同組合連合会	043-242-5261	043-242-5656
東京都信用漁業協同組合連合会	03-3458-3031	03-3458-3025
神奈川県信用漁業協同組合連合会	045-778-3880	045-771-2105
新潟県信用漁業協同組合連合会	025-241-7291	025-243-6756
富山県信用漁業協同組合連合会	076-441-3528	076-442-1277
福井県信用漁業協同組合連合会	0776-21-6080	0776-27-3520
石川県信用漁業協同組合連合会	076-234-8821	076-233-1273
静岡県信用漁業協同組合連合会	054-273-4447	054-255-3051
愛知県信用漁業協同組合連合会	052-962-1481	052-951-7678
三重県信用漁業協同組合連合会	059-226-6134	059-226-6160
滋賀県漁業協同組合連合会	077-524-2418	077-525-4795
京都府信用漁業協同組合連合会	0773-75-4195	0773-75-4191
大阪府漁業協同組合連合会	072-422-4763	072-437-2783
兵庫県信用漁業協同組合連合会	078-919-1210	078-919-1211
和歌山県信用漁業協同組合連合会	073-432-0761	073-432-5050
鳥取県信用漁業協同組合連合会	0857-23-1351	0857-22-0234
漁業協同組合JFしまね	0852-21-0002	0852-21-0118
岡山県漁業協同組合連合会	086-262-4443	086-262-4453
広島県信用漁業協同組合連合会	082-247-2301	082-241-2234
山口県漁業協同組合	083-231-4282	083-231-4284
徳島県信用漁業協同組合連合会	088-636-0530	088-636-0531

香川県信用漁業協同組合連合会	087-851-5311	087-822-1168
愛媛県信用漁業協同組合連合会	089-933-8716	089-932-9809
高知県信用漁業協同組合連合会	088-823-2251	088-824-3117
福岡県信用漁業協同組合連合会	092-751-2064	092-771-4624
佐賀県信用漁業協同組合連合会	0952-22-3180	0952-24-2262
長崎県信用漁業協同組合連合会	095-829-2470	095-822-8198
熊本県漁業協同組合連合会	096-356-8551	096-356-8594
大分県漁業協同組合	097-534-1522	097-537-2052
宮崎県信用漁業協同組合連合会	0985-27-4177	0985-27-1163
鹿児島県信用漁業協同組合連合会	099-253-5531	099-253-5532
沖縄県信用漁業協同組合連合会	098-860-2611	098-860-2612
農林中央金庫本店相談ダイヤル	0120-055-132 (平日 9:00~18:00)	



お問い合わせ先一覧

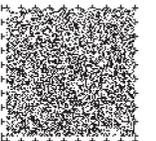
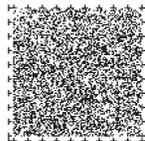
●漁業者等緊急保証対策事業

(漁業近代化資金等について)

(災害復旧・復興関係の資金を、実質無利子・無担保・無保証人で借りられます)

	電話番号	FAX番号	受付時間
北海道漁業信用基金協会	011-281-2816	011-251-6950	平日9:00~17:00
青森県漁業信用基金協会	017-723-2714	017-723-2624	平日8:30~17:00
岩手県漁業信用基金協会	019-623-5281	019-623-5284	平日8:45~17:00
宮城県漁業信用基金協会	022-221-5326	022-262-7567	平日8:45~17:00
秋田県漁業信用基金協会	018-823-7362	018-823-7365	平日8:30~17:00
山形県漁業信用基金協会	0234-24-2604	0234-26-8933	平日8:30~17:00
福島県漁業信用基金協会	0246-29-4433	0246-29-4499	平日8:30~17:00
茨城県漁業信用基金協会	029-226-0717	029-231-0342	平日9:00~17:00
栃木県漁業信用基金協会	028-664-0237	028-664-0238	平日9:30~16:30
千葉県漁業信用基金協会	043-241-5510	043-241-5795	平日9:00~17:00
東京都漁業信用基金協会	03-3458-2431	03-3458-2431	平日9:00~17:00
神奈川県漁業信用基金協会	045-778-5070	045-778-5071	平日8:30~17:00
新潟県漁業信用基金協会	025-245-0814	025-241-4599	平日8:30~17:00
富山県漁業信用基金協会	076-441-6127	076-431-4637	平日8:30~17:00
福井県漁業信用基金協会	0776-22-6279	0776-22-7642	平日8:45~17:20
石川県漁業信用基金協会	076-234-8827	076-233-2653	平日8:50~17:00
静岡県漁業信用基金協会	054-251-0717	054-253-6170	平日9:00~17:00
愛知県漁業信用基金協会	052-950-2737	052-961-0938	平日8:45~17:30
三重県漁業信用基金協会	059-226-6441	059-226-6927	平日8:30~17:00
滋賀県漁業信用基金協会	077-528-3871	077-528-4885	平日8:30~17:15
京都府漁業信用基金協会	0773-77-2238	0773-76-5667	平日8:45~17:00
大阪府漁業信用基金協会	06-6945-5690	06-6945-5690	平日9:00~17:00
兵庫県漁業信用基金協会	078-919-1314	078-919-1318	平日8:45~17:15
和歌山県漁業信用基金協会	073-432-4800	073-431-9106	平日8:45~17:15
鳥取県漁業信用基金協会	0857-26-8392	0857-29-4627	平日8:30~17:15
島根県漁業信用基金協会	0852-21-0006	0852-27-2540	平日8:30~17:00
岡山県漁業信用基金協会	086-234-2711	086-234-2715	平日8:30~17:00
広島県漁業信用基金協会	082-247-1989	082-247-1728	平日8:30~17:15
山口県漁業信用基金協会	083-261-1237	083-261-1238	平日8:30~17:15

徳島県漁業信用基金協会	088-636-0535	088-636-0536	平日8:30~17:00
香川県漁業信用基金協会	087-851-5424	087-851-5425	平日8:30~17:00
愛媛県漁業信用基金協会	089-933-5126	089-931-0595	平日8:30~17:00
高知県漁業信用基金協会	088-873-7693	088-873-7390	平日8:30~17:00
福岡県漁業信用基金協会	092-781-4981	092-781-4982	平日9:00~17:00
佐賀県漁業信用基金協会	0952-23-7823	0952-29-2303	平日8:30~17:00
長崎県漁業信用基金協会	095-823-8171	095-827-0915	平日8:45~17:00
熊本県漁業信用基金協会	096-329-9400	096-329-9401	平日8:15~17:00
大分県漁業信用基金協会	097-532-3496	097-538-0226	平日8:30~17:00
宮崎県漁業信用基金協会	0985-29-1313	0985-29-1314	平日8:30~17:00
鹿児島県漁業信用基金協会	099-253-8815	099-253-7659	平日8:30~17:00
沖縄県漁業信用基金協会	098-860-2633	098-860-2634	平日8:30~17:15
全国遠洋沖合漁業信用基金協会	03-5646-2658	03-5646-2677	平日9:00~17:00



お問い合わせ先一覧

●被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 (耕作放棄地を活用した営農再開を支援します)

	電話番号	FAX番号	受付時間	
農林水産省農村振興局農村計画課 耕作放棄地活用推進室	03-6744-2442	03-3501-9580	月～金 9:30～18:15	祝日除く
東北:東北農政局整備部農地整備課	022-221-6289	022-216-4287	月～金 9:15～18:00	祝日除く
関東:関東農政局整備部農地整備課	048-740-0047	048-600-0624	月～金 9:15～18:00	祝日除く
北陸:北陸農政局整備部農地整備課	076-232-4725	076-234-8051	月～金 8:30～17:15	祝日除く

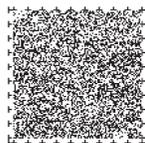
●土地改良法の特例措置等 (除塩や区画整理などの事業費の最大9割を補助しています)

●災害復旧事業等 (農地の復旧と施設改築・補強などの災害対策を実施しています)

	電話番号	FAX番号	受付時間	
東北:東北農政局整備部防災課	022-262-1394	022-216-4287	月～金 9:15～18:00	祝日除く
関東:関東農政局整備部防災課	048-740-0054	048-740-0083	月～金 9:15～18:00	祝日除く
北陸:北陸農政局整備部防災課	076-232-4727	076-234-8051	月～金 8:30～17:15	祝日除く
東海:東海農政局整備部防災課	052-223-4640		月～金 9:15～18:00	祝日除く

●東日本大震災農業生産対策交付金 (生産力の回復に向けた取組みなどを支援しています)

	電話番号	FAX番号	受付時間	
農林水産省生産局総務課生産推進室	03-3502-5945	03-3502-8518	月～金 9:30～18:15	祝日除く
東北農政局生産部生産振興課	022-221-6179	022-217-4180	月～金 9:00～17:00	祝日除く
関東農政局生産部生産振興課	048-740-0407	048-601-0533	月～金 9:00～17:00	祝日除く
北陸農政局生産部生産振興課	076-232-4302	076-232-5824	月～金 9:00～17:00	祝日除く
東海農政局生産部生産振興課	052-223-4622	052-218-2793	月～金 9:00～17:00	祝日除く
近畿農政局生産部生産振興課	075-414-9020	075-414-9030	月～金 9:00～17:00	祝日除く
中国四国農政局生産部生産振興課	086-224-9411	086-232-7225	月～金 9:00～17:00	祝日除く
九州農政局生産部生産振興課	096-211-9370	096-211-9745	月～金 9:00～17:00	祝日除く
内閣府沖縄総合事務局生産振興課	098-866-1653	098-860-1195	月～金 9:00～17:00	祝日除く



●被災土地改良区復興支援事業 (被災した土地改良区の機能回復を支援します)

	電話番号	FAX番号	受付時間	
農林水産省農村振興局 土地改良企画課	03-3502-6006	03-3501-4950	月～金 9:30～18:15	祝日除く
東北:東北農政局農村計画部 土地改良管理課	022-221-6252	022-715-8217	月～金 9:15～18:00	祝日除く
関東:関東農政局農村計画部 土地改良管理課	048-740-0506	048-740-0082	月～金 9:15～18:00	祝日除く
北陸:北陸農政局農村計画部 土地改良管理課	076-232-4532	076-263-0256	月～金 8:30～17:15	祝日除く

●農地・水保全管理支払交付金 (被災した水路の補修などを行う集落を支援します)

	電話番号	FAX番号	受付時間	
東北:東北農政局整備部農地整備課	022-221-6289	022-216-4287	月～金 9:15～18:00	祝日除く
関東:関東農政局整備部農地整備課	048-740-0049	048-600-0624	月～金 9:15～18:00	祝日除く
北陸:北陸農政局整備部農地整備課	076-232-4725	076-234-8051	月～金 8:30～17:15	祝日除く
農林水産省農村振興局 農地資源課農地・水保全管理室	03-6744-2447	03-3592-0302	月～金 9:30～18:15	祝日除く

●被災農家経営再開支援事業 (農作物の生産が困難となった農業者に支援金を交付しています)

	電話番号	FAX番号	受付時間	
〈水田作物について〉 農林水産省生産局農産部穀物課	03-3597-0191	03-6744-2523	月～金 9:30～18:15	祝日除く
〈野菜・果樹について〉 農林水産省生産局農産部園芸作物課	03-3501-5961	03-3502-0889	月～金 9:30～18:15	祝日除く
〈畜産について〉 農林水産省生産局畜産部畜産企画課	03-3502-0874	03-3502-0873	月～金 9:30～18:15	祝日除く

